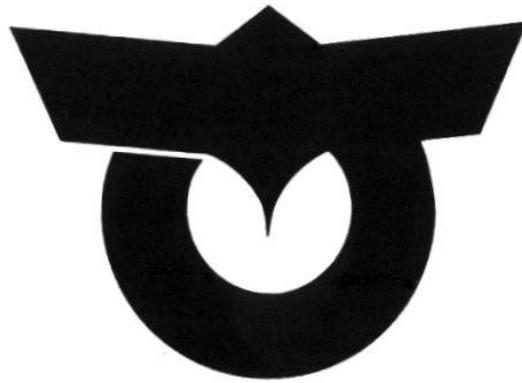


小谷村過疎地域持続的発展計画書

(令和3年度～令和7年度)



小 谷 村

令和3年9月策定
令和4年3月変更



目 次

第1 基本的な事項	
（1）小谷村の概要	1
（2）人口及び産業の推移と動向	2
（3）小谷村行財政の状況	5
（4）地域の持続的発展の基本方針	9
（5）地域の持続的発展のための基本目標	9
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	15
（7）計画期間	17
（8）公共施設等総合管理計画との整合	17
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（1）移住・定住・地域間交流の促進	22
（2）人材育成	23
第3 産業の振興	
（1）農業の振興	24
（2）林業の振興	24
（3）地場産業の振興	25
（4）企業誘致の促進、商業の振興	25
（5）観光レクリエーション	26
（6）産業振興促進事項	27
第4 地域における情報化	
（1）地域における情報化	27
第5 交通施設の整備、交通手段の確保	
（1）村道	28
（2）農道	29
（3）林道	29
（4）交通	30
第6 生活環境の整備	
（1）上水道	31
（2）下水道	31
（3）環境衛生	32
（4）消防・防災	32
（5）住宅	33
（6）防犯	34
（7）景観保全・形成	34

第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	子育て環境の確保	35
(2)	高齢者等の保健	35
(3)	高齢者等の福祉	36
第8	医療の確保	
(1)	医療の確保	38
第9	教育の振興	
(1)	学校教育	38
(2)	社会教育	40
(3)	社会体育	40
第10	集落の整備	
(1)	集落の整備	41
第11	地域文化の振興	
(1)	地域文化の振興	42
第12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	再生可能エネルギーの利用の推進	43
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44

小谷村過疎地域持続的発展計画

第1 基本的な事項

(1) 小谷村の概況

① 自然的地理的特性

小谷村は長野県の最西北端に位置し、東は東山から天狗原山に連なる稜線をもって長野市及び新潟県妙高市に接し、白馬連峰を境とする西及び北は新潟県糸魚川市に、南は白馬村に接している。東西 14km、南北に 20.5km を有し、総面積は 267.91 平方キロメートルに及ぶが、総面積の約 89% を森林が占めており、村の中央を北流する一級河川姫川を底辺とする標高 1,600m~2,800m の高山に囲まれた、急峻な峡谷型の地形である。

姫川に沿う形で JR 大糸線と国道 148 号が走り、村の経済と社会の動脈となっているが、姫川及び支流の中谷川、土谷川等に添って点在する 52 の集落へ通じる生活道路は、その地形から楕形の交通網を余儀なくされ、行政効率が非常に悪い。

年間の気温は平均 10.2℃、年間降水量は 2,031 mm と多雨多湿で、日本海側の気候に属し、冬期の積雪は 12 月上旬から 4 月上旬まで及び、積雪量もおよそ 2m と屈指の豪雪地帯である。

姫川を挟み東側山地は妙高戸隠連山、西側山地は中部山岳と 2 つの国立公園に囲まれており、その壮大な自然は、高山植物や日本海側要素植物をはじめ、多種多様な植物が混在し、美しい景観をつくりだしている。また、村の中央を日本最大級の活断層「糸魚川静岡構造線」が通っていることでも知られている。

② 歴史的社会的特性

村内の比較的高地からは縄文時代の遺跡が多く発見され、古くから人々が住み着いていたことが伺える。厳しい自然・地理的条件の中で、次第に生活の基盤を強固なものにし、文化が発達してきた。特に江戸時代には、日本海側から内陸へ生活物資の輸送ルートとして「千国街道」が重要となり地方の文化を支えたが、現在においてもなおその形を残し往時をしのぶことができる。

村は、江戸末期まで 7 カ村を置き、松本藩に属していたが、明治 8 年には千国村、中小谷村、中土村、北小谷村の 4 カ村に、明治 22 年、千国村と中小谷村が合併し南小谷村となり、昭和 33 年 4 月 1 日、新市町村建設促進法に基づき、3 カ村が合併して小谷村となった。平成 13 年には大北地域任意合併協議会に参加、平成 15 年には白馬村との任意合併協議会を立ち上げて合併について検討をしてきたが、住民意向調査の結果を受け自立の道を歩むこととなった。

また、平成 26 年 11 月 22 日に発生した神城断層地震は、小谷村の人口・産業に大きな被害をもたらしており、さらなる人口減少・地場産業の衰退が懸念される状況となっている。

③ 過疎の状況

昭和 33 年に南小谷村、中土村、北小谷村の 3 村が合併して小谷村が誕生し、昭和 35 年に 7,917 人だった人口は、人口流出や少子高齢化など社会的要因が重なり、平成 27 年の国勢調査人口では 2,904 人、令和 2 年国勢調査速報値では 2,645 人まで減少している。

若年層の流出が続く一方、少子高齢化が進行している。平成 27 年国勢調査での 65 歳以上の人口比率は 37.6% になり、今後も少子高齢化が進行すると予想される。

④ 社会経済的発展の方向

村の主産業は観光・スキー産業であるが、世界的な気候変動による少雪や新型コロナウイルス感染症の影響、さらにスキー人口の減少などの要因により、厳しい状況に陥っている。

観光施設の運営は第三セクターが行うことによって村内の雇用対策としての役割を果たしているが、通年雇用が課題となっている。広域的な観光振興や通年雇用を推進する中で、経済及び経営強化を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

村の人口は昭和35年には7,917人であったが、昭和45年には5,893人と大きく減少し、その後スキー場開発等による観光事業の発展により一時鈍化傾向ではあったものの、昭和55年には5,165人、平成7年には4,307人、平成17年には3,920人、平成22年には3,221人、平成27年には2,904人と減少が続いている。昭和35年と平成27年を比較すると減少率は約36.7%と大幅に減少しており、急激な過疎化・少子高齢化が進んでいる。平成27年における増減率では、15歳から64歳までの労働人口が87.6%となり、平成22年度と比較すると上昇しているが、65歳以上の高齢者比率は97.0%まで上昇し、労働人口の減少と高齢化の進展が激しい状況である。

将来の小谷村の人口は、令和3年度に策定した小谷村総合計画の人口ビジョンにより、2030年(令和12年)には2,416人、2040年(令和22年)には2,142人にまで減少すると見込んでいることから、過疎地域の持続的発展に資する施策実施や、高齢者対策の充実・生産年齢人口の確保が大きな課題である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	7,917	—	6,857	86.6	5,893	85.9	5,246	89.0	5,165	98.5
0歳～14歳	2,345	—	1,805	77.0	1,366	75.7	1,123	82.2	937	83.4
15歳～64歳	4,972	—	4,379	88.1	3,811	87.0	3,416	89.6	3,454	101.1
うち 15歳～ 29歳(a)	1,740	—	1,241	71.3	998	80.4	830	83.2	800	96.4
65歳以上(b)	600	—	673	112.2	716	106.4	707	98.7	774	109.5
(a)/総数 若年者比率	22.0%	—	18.1%	—	16.9%	—	15.8%	—	15.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	7.6%	—	9.8%	—	12.2%	—	13.5%	—	15.0%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	4,699	91.0	4,474	95.2	4,307	96.3	4,276	99.3	3,920	91.7
0歳～14歳	792	84.5	702	88.6	616	87.7	529	85.9	470	88.8
15歳～64歳	3,079	89.1	2,814	91.4	2,606	92.6	2,569	98.6	2,225	86.6
うち 15歳～ 29歳(a)	701	87.6	646	92.2	617	95.5	646	104.7	551	85.3
65歳以上(b)	828	107.0	958	115.7	1,085	113.3	1,178	108.6	1,225	104.0
(a)/総数 若年者比率	14.9%	—	14.4%	—	14.3%	—	15.1%	—	14.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	17.6%	—	21.4%	—	25.2%	—	27.5%	—	31.3%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,221	% 82.2	人 2,904	% 90.2
0 歳～14 歳	371	78.9	299	80.6
15 歳～64 歳	1,723	77.4	1,509	87.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	286	51.9	266	93.0
65 歳以上(b)	1,127	92.0	1,093	97.0
(a)/総数 若年者比率	8.9%	—	9.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	35.0%	—	37.6%	—

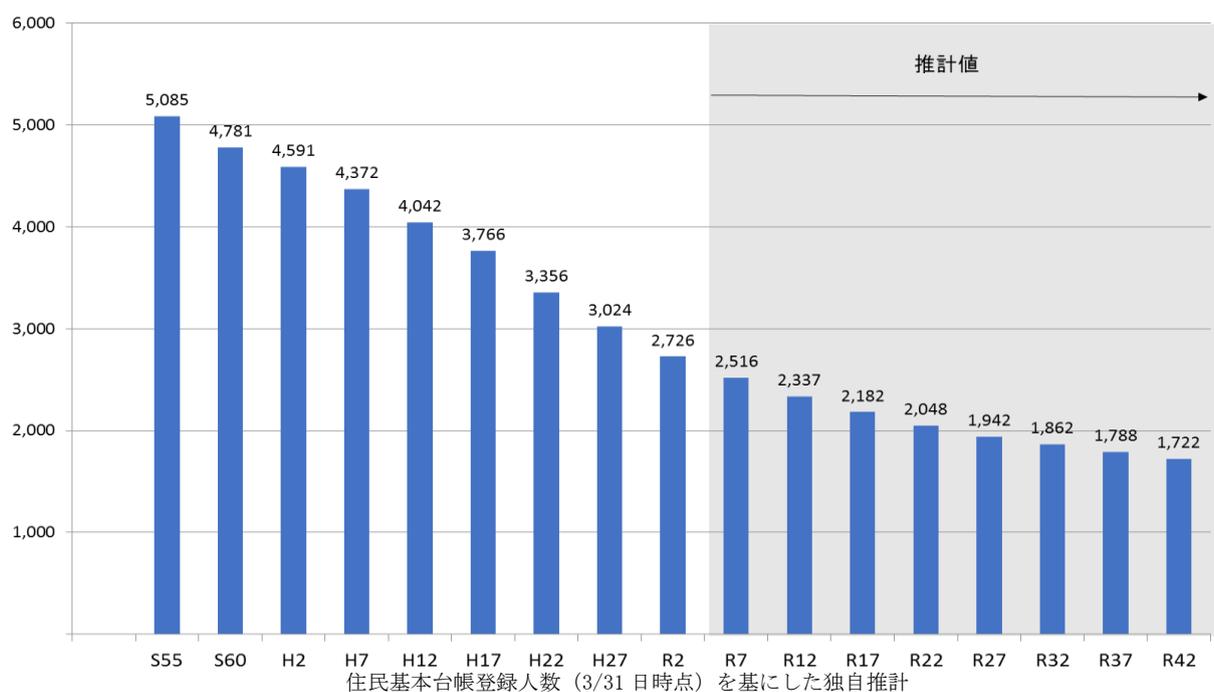
表 1 - 1 (2) 人口ビジョン (住民基本台帳)

小谷村の人口は 1980 年 (昭和 55 年) の 5,085 人から年々減少が続いており、2010 年 (平成 22 年) には 1,729 人減の 3,356 人となっている。また、2015 年 (平成 27 年) に村が行った独自の将来人口推計では、2040 年 (令和 22 年) に 2,048 人まで減少すると推計されている。

直近の推計では、2045 年 (令和 27 年) には老年人口 (65 歳以上の高齢者を指す) が 57.5%、生産年齢人口 (生産活動の中心にいる人口層のことで、15 歳以上 65 歳未満の人口) が 32.0%、年少人口 (15 歳未満人口) が 27.7%との分布が予想されている。一般的には生産年齢人口の多さを保つことが持続的なまちづくりでは重要とされており、本推計値から生産年齢人口のパーセンテージをどのように変化させたいのかを検討し、各種施策を展開していくことが重要となってくる。

小谷村全体人口の推移

単位 (人)



人口推計比率推移

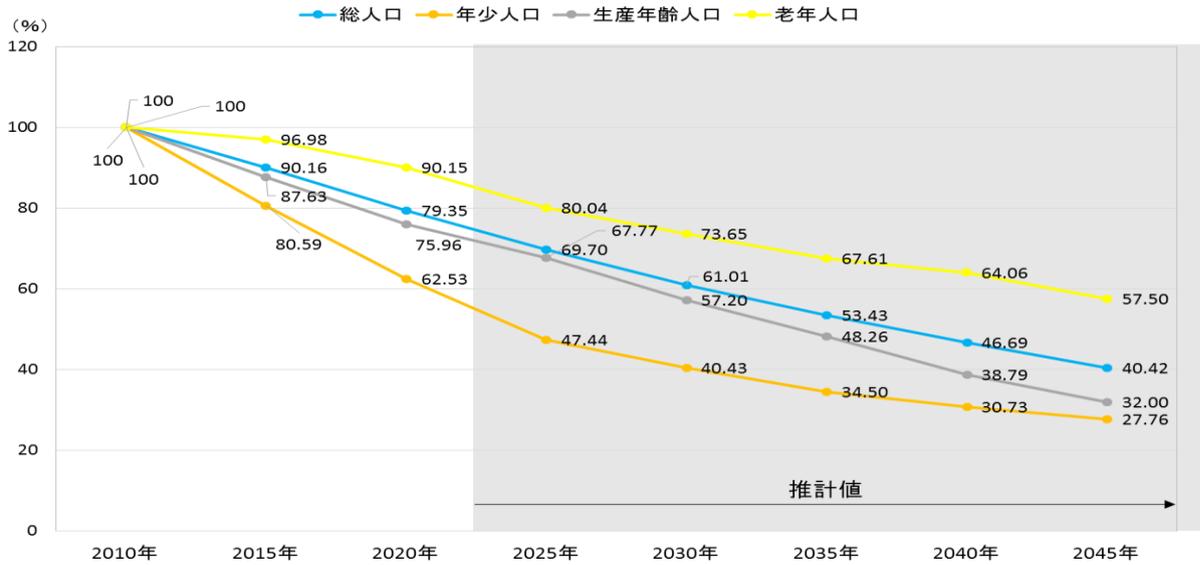


表 1-1(3) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	3,766 人	-	3,356 人	-	89.1%	3,024 人	-	90.1%
男	1,876 人	49.8%	1,675 人	49.9%	89.3%	1,514 人	50.1%	90.4%
女	1,890 人	50.2%	1,681 人	50.1%	88.9%	1,510 人	49.9%	89.3%

区 分	平成 31 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	2,806 人	-	92.8%	2,726 人	-	97.1%
男 (外国人住民除く)	1,421 人	50.6%	93.9%	1,388 人	50.9%	97.7%
女 (外国人住民除く)	1,385 人	49.4%	91.7%	1,338 人	49.1%	96.6%
参 考						
男 (外国人住民)	47 人	50.5%	-	51 人	56.7%	-
女 (外国人住民)	46 人	49.5%	-	39 人	43.3%	-

表 1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

カッコ内単位 : 人

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,730 人	-%	4,071 人	86.1%	3,653 人	89.7%	3,038 人	83.2%
第一次産業 就業人口比率	69.0% (3,262)	-	66.5% (2,706)	-	61.5% (2,246)	-	46.7% (1,420)	-
第二次産業 就業人口比率	14.0% (661)	-	14.0% (572)	-	13.7% (500)	-	18.8% (571)	-
第三次産業 就業人口比率	17.0% (807)	-	19.5% (793)	-	24.8% (907)	-	34.5% (1,047)	-

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,223 人	106.1%	2,790 人	86.6%	2,729 人	97.8%	2,566 人	94.0%
第一次産業 就業人口比率	29.5% (951)	—	25.9% (722)	—	20.8% (567)	—	16.4% (421)	—
第二次産業 就業人口比率	27.8% (897)	—	27.2% (758)	—	26.7% (729)	—	28.1% (720)	—
第三次産業 就業人口比率	42.7% (1,375)	—	46.9% (1,310)	—	52.5% (1,433)	—	55.5% (1,425)	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	実数	実数	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率
総 数	2,492 人	97.1%	2,072 人	83.1%	1,745 人	84.2%	1,600 人	91.7%
第一次産業 就業人口比率	14.1% (352)	—	17.6% (365)	—	14.4% (252)	—	10.6% (170)	—
第二次産業 就業人口比率	26.8% (667)	—	20.5% (425)	—	18.5% (322)	—	21.4% (342)	—
第三次産業 就業人口比率	59.1% (1,473)	—	61.9% (1,282)	—	67.1% (1,171)	—	68.0% (1,088)	—

(3) 村行財政の状況

①財政の状況

当村の財政状況は、国・県からの補助金や地方交付税に依存した脆弱な財政構造となっており、今後も人口の減少・経済不況・公共事業の削減・新型コロナウイルス感染症による各産業への影響といった数々の要素により、自主財源である税収の増加は見込めない状況である。また、歳入予算総額の約 40%を占める地方交付税についても、算定項目の制度改正や国勢調査における統計人口の減少等により交付額の減少が見込まれ、厳しい財政運営を強いられる事が想定される。

財政指標である実質公債費比率については、平成 22 年度決算においては 15.8%、平成 27 年度決算においては 11.9%、令和元年度決算においては 11.4%となっており、起債許可基準の 18.0%を下回っている。また、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とされる将来負担比率（早期健全化基準 350%）は、令和元年度決算では算定されない水準となっている。

②行政の状況

行政運営については、活用が無い事業や効果が限られる事業を新たな施策へ転換するなど事業の見直しを行うとともに、近隣市町村との共通した行政課題については、広域的な対応により効率的かつ機能的な行政機構の構築と適正な職員配置、計画的な職員採用を行う必要がある。

また、高齢者や障がい者などに対する支援については複雑化・多様化してきており、いままでの体制ではきめ細やかな支援ができない状況であったため、福祉係を福祉係と健康推進係に二分化する機構改革を令和3年4月に行った。これにより、住民に寄り添った支援ができる体制を整えた。加えて、近年増加している空き家関係業務（利活用・除却・相談）についても、窓口がそれぞれ異なっていたため、横断的に機能連携をすべく集落支援係に業務を一本化している。

表1-2(1) 村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,432,389	5,308,210	4,642,126
一般財源	2,661,470	2,988,615	2,629,331
国庫支出金	516,584	673,943	189,934
都道府県支出金	177,691	286,523	162,922
地方債	730,844	596,866	300,519
(うち過疎債)	(512,900)	(334,500)	(95,900)
その他	345,800	762,263	1,359,420
歳出総額 B	4,319,350	5,151,623	4,466,103
義務的経費	3,255,132	3,591,370	3,482,715
投資的経費	1,064,218	1,560,253	983,388
(うち普通建設事業)	(1,040,873)	(828,385)	(940,831)
歳入歳出差引額 C (A-B)	113,039	156,587	176,023
翌年度へ繰越すべき財源 D	33,381	97,046	99,889
実質収支 C-D	79,658	59,541	76,134
財政力指数	0.25	0.22	0.24
公債費負担比率	23.9	24.6	24.7
実質公債費比率	15.8	11.9	11.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.7	81.0	79.3
将来負担比率	38.1	—	—
地方債現在高	6,678,418	5,686,741	4,940,518

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道 (m)	252,655	261,562	254,246	257,135	275,002	275,690
改良率 (%)	0.5	7.8	26.4	31.9	36.0	36.2
舗装率 (%)	0.3	29.1	41.9	47.9	51.7	51.8
農道						
延長 (m)	12,106	21,797	5,788	5,929	10,151	10,532
林道						
延長 (m)	56,022	77,929	81,124	94,672	95,643	95,592
水道普及率 (%)	22.2	43.9	61.5	82.1	73.6	81.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—	—

区 分	平成 30 年度末
市町村道 (m)	282,398
改良率 (%)	36.7
舗装率 (%)	52.3
農道	
延長 (m)	10,532
林道	
延長 (m)	96,322
水道普及率 (%)	81.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—
	—

今後は過去に建設された公共施設の大量更新の時代が訪れる事から、適正な維持管理・更新が課題となる。そこで平成 27 年に策定された小谷村公共施設等総合管計画にて用いた公共施設・インフラ施設将来の更新費用の推計を参考に掲載する。

参考

小谷村公共施設等総合管理計画より抜粋

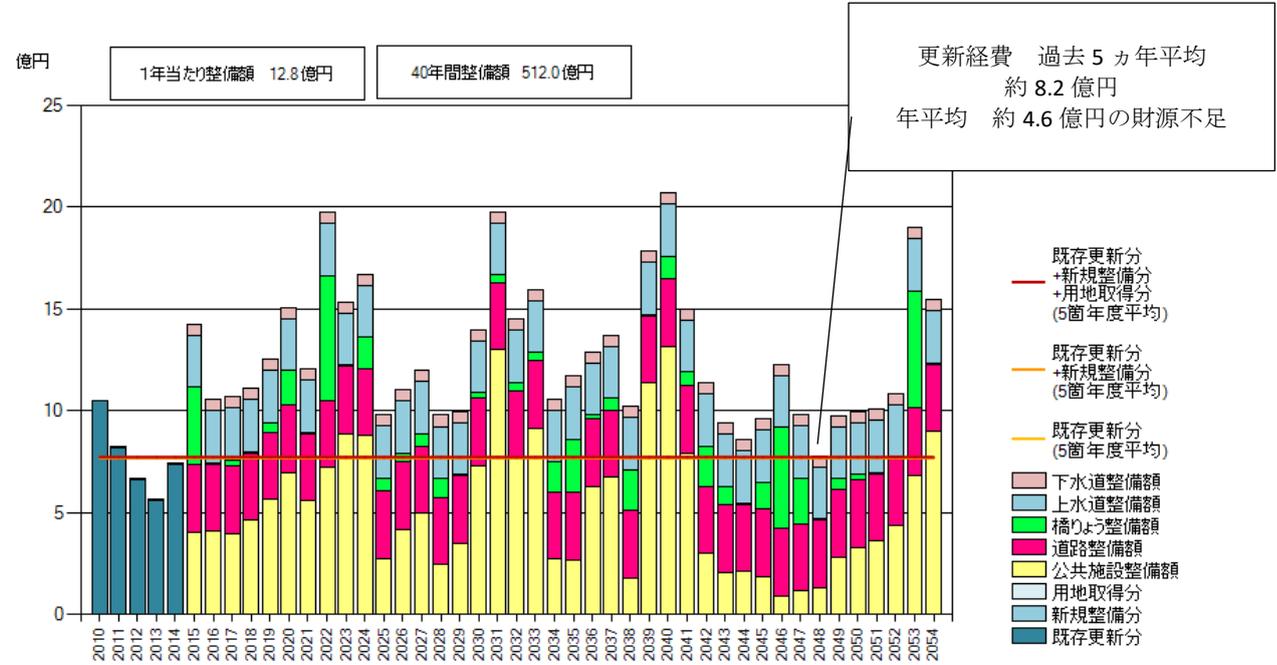
(3) 公共施設等全体のマネジメント（公共施設及びインフラ施設）

前記のとおり当村の公共施設・インフラ施設は今後急速に老朽化が進行し、維持更新経費が増大していく事が見込まれます。しかしながら、当村は山岳に位置する事から、急傾斜地や河川に沿うように集落が形成されており、その地域コミュニティ維持に必要な最低限度の公共施設等の個数（戸数）や延長は、平坦な地域を多く有する自治体より多くなる傾向にあります。厳しい財政的制約の範囲内において、いかに計画的・効率的に維持管理していくかが課題となります。また人口減少がさらに加速する場合には、維持管理すべき施設の選定や複合化・廃止を行う施設を明確にし、保有する施設の総数を縮減する取組を検討する事も想定されます。

なお公共施設及びインフラ施設全体のマネジメントは、（※表13「公共施設・インフラ施設将来の更新費用の推計」）にあるとおり、今後40年間における更新や保全にかかる費用の総額は約512.0億円（約12.8億円／年平均）であり、平成22年度から平成26年度までの5年間の更新や保全にかかった費用の年平均（約8.2億円／年平均）を上回る事から毎年約4.6億円の財源が不足する事が見込まれます。

※表13 公共施設・インフラ施設将来の更新費用の推計

40年間の更新費用総額 約512.0億円（1年あたりの更新費用約12.8億円）
 直近5ヵ年（平成22年～平成26年）平均
 公共施設投資的経費 既存更新分及び新規更新分の経費総額 約8.2億円



(4) 地域の持続的発展の基本方針

村政運営の最上位計画である小谷村総合計画や過疎地域自立促進計画に基づき、住民と行政が一体となって産業の振興、交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進など、村の発展に取り組んできた。

平成 28 年度には人口減少の克服と地方創生を実現させるため「小谷村人口ビジョン」「小谷村総合戦略」を策定し「地域コミュニティの維持」を目指して、雇用の創出や移住・定住を進め、結婚・出産・子育てがかなう環境づくりや持続可能なむらづくりを進めてきた。

しかし、地方の少子高齢化の急速な進行による人口減少と東京圏への過度な人口集中により、特に若年層での人口減少が著しく、地域コミュニティの維持や経済基盤への影響も出始めている。また、情報通信基盤を活用した情報化社会からデジタル社会へと急激な変化の時期を迎え、情報技術を効果的に活用した行政運営を行っていかなくてはならない。多様化、複雑化する住民ニーズに対応するため、取り組むべき施策も多方面にわたってきている。

今回の過疎地域持続的発展計画の策定にあたっては、将来の村づくりに密接な関係がある小谷村第 6 次総合計画（前期計画）と整合させ、一体的に推進していくこととする。

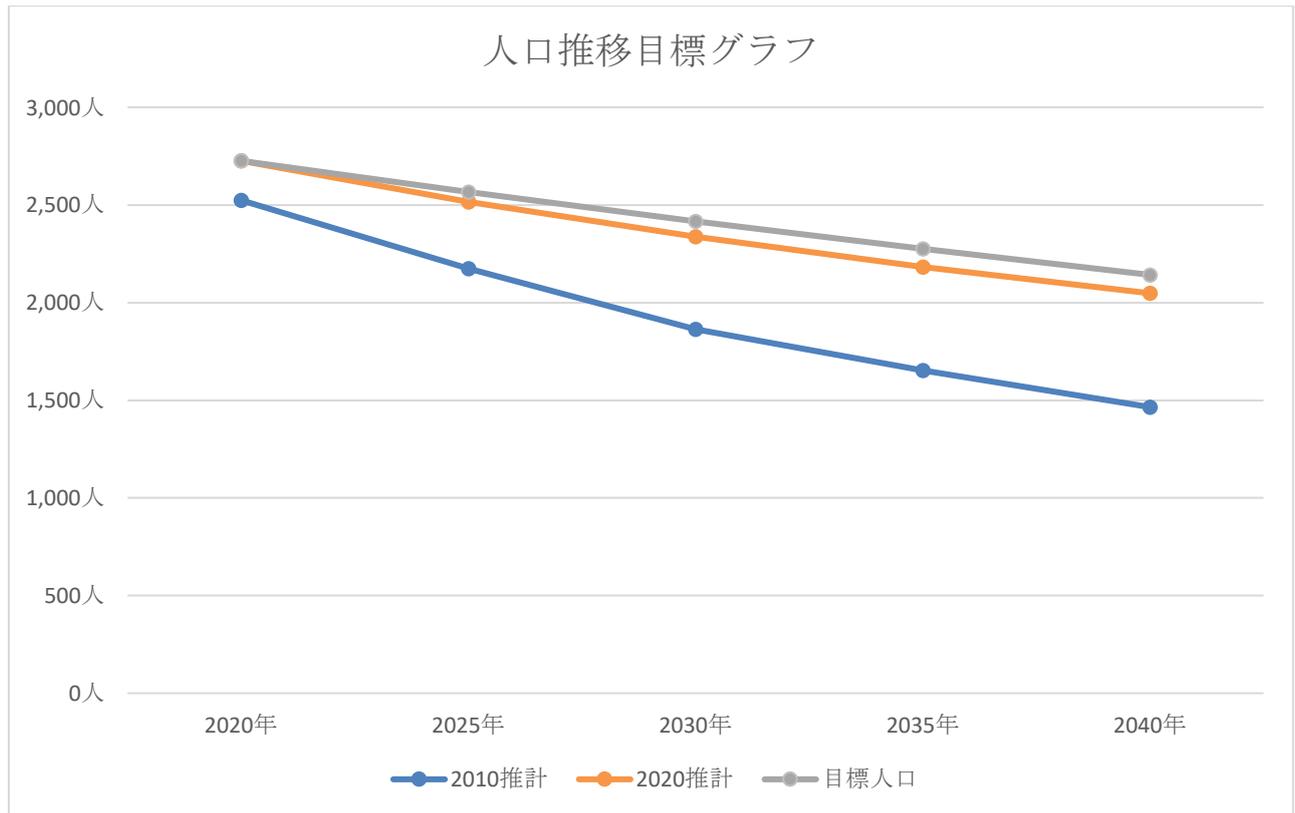
当村の広大で豊かな自然は都会人にとっては魅力的なものであり、ここに住む住民にとって多くの恩恵を与えてくれている。山菜やきのこを与えてくれる里山を始め、北アルプスの麓で発展した観光業や美しい溪流、豊富な森林資源がある。一方、小谷村は多くの自然災害を経験してきたが、常に住民同士が支え合い、助けあいながら災害を乗り越えてきている。

めまぐるしく変化する時代のなか、豊かな自然を活かし皆が力をあわせ、現状の課題を踏まえて発展しつづけるために「豊かな自然 力をあわせ 元気に暮らす小谷村」を将来像として、持続可能な村づくりの実現を目指していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①人口に関する目標

小谷村第 5 次総合計画の策定時（2010 年度）に作成した人口の推計と小谷村第 6 次総合計画策定時（2020 年度）の数値を比較すると、2020 年時点で 108%（2,524 人／2,726 人）と推計を上回る結果となっている。今後もこの傾向を維持し、推計値を更に緩やかな人口減少に留めるよう、10 年後の 2030 年（令和 12 年）の目標人口を 2,416 人に設定した。



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
2010推計	2,524人	2,174人	1,863人	1,653人	1,465人
2020推計	2,726人	2,516人	2,337人	2,182人	2,048人
目標人口		2,566人	2,416人	2,275人	2,142人
		102%	103%	104%	105%

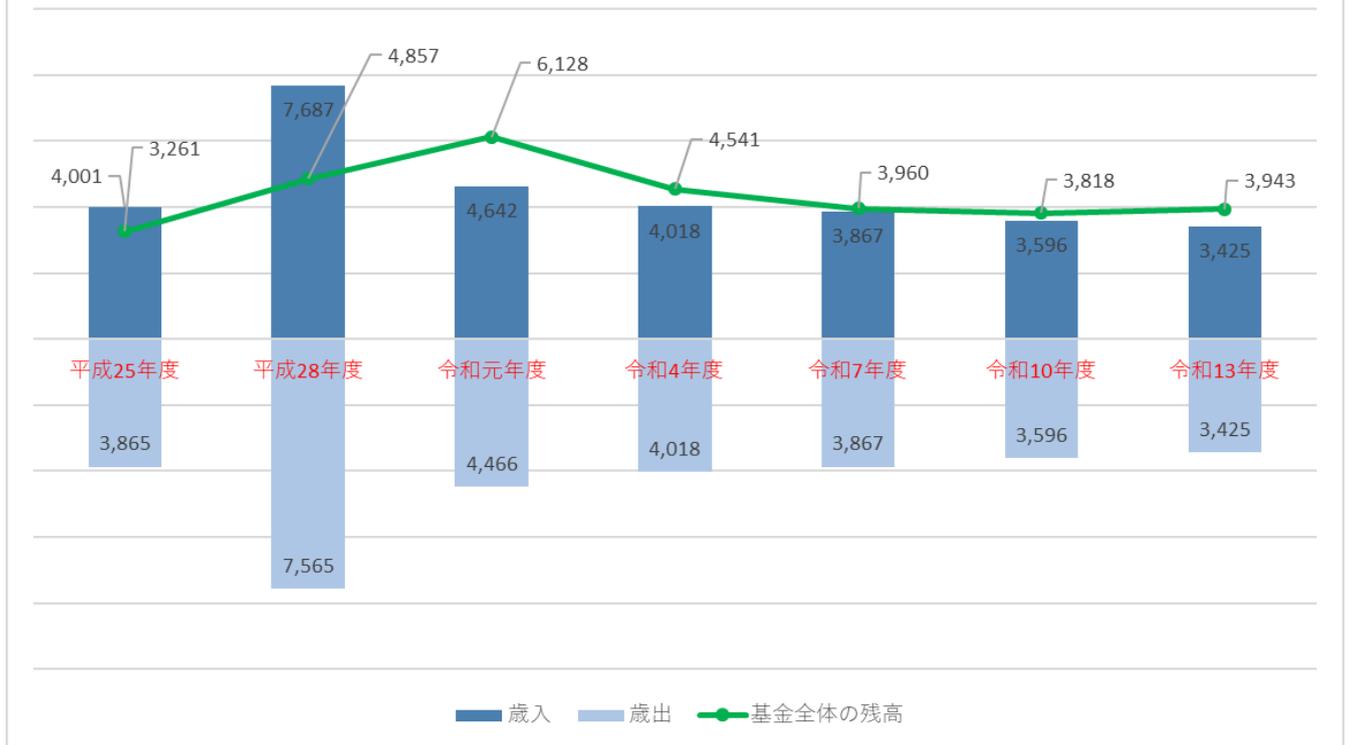
②財政に関する目標

平成25年度以降の小谷村の財政規模は、ふるさと応援寄附金事業（以下「ふるさと納税事業」という。）により大きく変動しており、ふるさと納税事業を除いた歳出決算ベースは概ね38億円から46億円で推移している。ここから、公債費を除いた歳出額は平均で35億円となり、これが現行の行政サービスを維持するために必要な経費となる。現行の交付税制度や地方税制度が向こう10年続くと仮定しても、(2)の人口ビジョンの人口減少数を基に試算すると、交付税や地方税収入の減額が見込まれる。住民の将来負担を考慮し、地方債の発行を抑制するとともに経常経費及び臨時的経費の削減等を行い、基金からの繰入に頼らないよりコンパクトな運営に変えていくことが必要である。

また、村の主要な公共施設に関する大型投資事業は概ね完了しているが、小谷村公共施設等総合管理計画で試算されているように、今後は公共施設の老朽化に伴う建替え及び大型改修事業が見込まれる。令和元年度決算における実質公債費比率11.4%前後の安定した水準で財政運営をしていく事が目標となる。

財政の見通し

単位：百万円



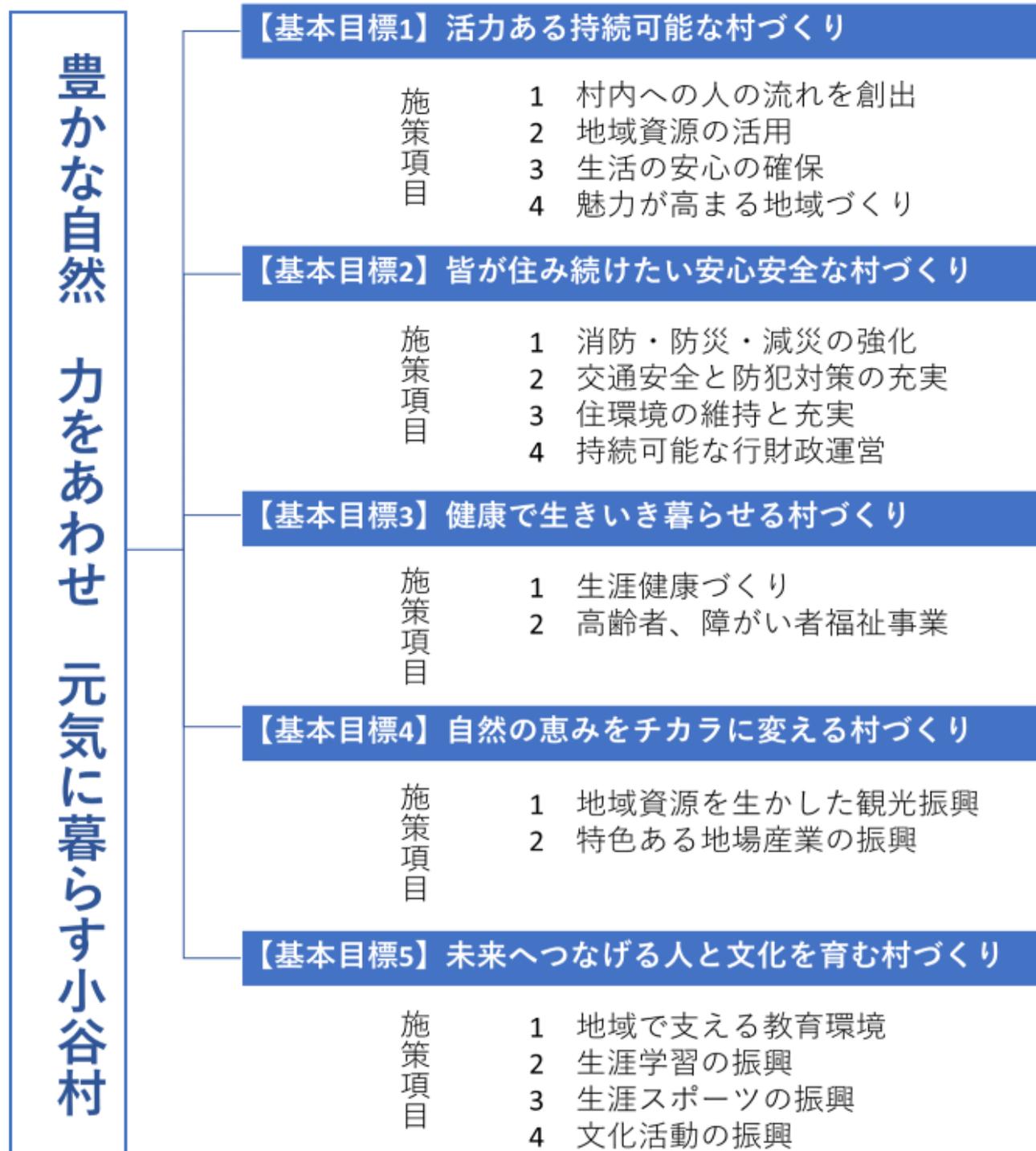
※平成 25 年度から令和元年度までは決算額、令和 4 年度から令和 12 年度は見込み額（施設の大規模改修を除く）

※平成 28 年度の決算額の増額はふるさと納税事業によるものであり、以降はふるさと納税制度の見直しにより減少している

③小谷村第 6 次総合計画（前期計画）の基本目標

令和 3 年度策定の小谷村第 6 次総合計画（前期計画）で目指す小谷村の将来像は「豊かな自然 力をあわせ 元気に暮らす小谷村」である。急激な人口減少や少子高齢化が進むなかで、村民の生活を支え、多様なニーズに応える行政とむらづくりに参画する住民が共に進める 5 つの基本目標を「むらづくりの大綱」として定め、大綱に沿って実施する各種の施策は、分野ごとにまとめながら計画的に展開し、総合的なむらづくりを進める。

施策体系図



基本目標 1

活力ある持続可能な村づくり *地方創生（総合戦略）事業

（1）村内への人の流れを創出

地域コミュニティを維持するために各地域の実情に即した支援を行うとともに、村への新たなひとの流れをつくり、引き続き移住者・関係人口等を増加させる施策を推進します。

（2）地域資源の活用

人口が減っても活気のある地域・集落を維持していくために、地域の資源「ひと・もの・こと」を最大限に活用し、豊かな地域資源の循環や生活環境の向上を目指します。

（3）生活の安心の確保

時代の変化や多様な住民ニーズに対応していくため、既存の支援制度や推進体制の見直しを柔軟に行い、住民の安心度が高まる施策を展開していきます。

（4）魅力が高まる地域づくり

国が示す第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）を踏まえ、人口を維持するための施策を積極的に推進します。また、関係人口の拡大による官民協働の地域づくり活動を活性化させ、住民の暮らしに対する満足度を向上する事で、人口の社会減少（転出）抑制を図ります。

基本目標 2

皆が住み続けたい安心安全な村づくり

（1）消防・防災・減災体制の強化

住民の生命、財産を災害から守るため、「小谷村地域防災計画」に基づく防災体制と防災機能の強化・向上に努めるとともに、地区防災マップと住民支えあいマップの策定によって、住民の防災意識の高揚と、地域コミュニティの強化による災害に強い、安全・安心な村づくりを進めます。

（2）交通安全と防犯対策の充実

地域の生命線でもある道路については、国・県道改良事業では関係機関と連携し、早期着工、早期完成を要望し、村道については改良・維持補修・除雪の財源確保を図り、橋梁・トンネル・シェッドの維持管理は、長寿命化修繕計画により進め国や県による代行事業なども活用し、計画的に行います。空き家情報や空き家候補物件の情報を早急に入手し、犯罪につながるぬよう廃屋化を防ぎます。

村営バスについては、保育園、小学校、中学校の要望及びJR大糸線との調整を図り、最適な運行となるよう調整します。また、交通弱者や観光客の移動手段の確保として村内主要箇所への移動を考慮した利用促進を図り利用者の利便性を考慮した運行体制の整備に努めていきます。

JR大糸線の重要性・必要性を広域で検討し、将来の交通確保について検討します。

（3）住環境の維持と充実

住環境を確保するため、上下水道は施設の維持管理を計画的、持続的に実施します。下水道加入及び浄化槽設置を促進して河川環境保護に努めます。し尿処理については、白馬山麓事務組合と構成2村により、維持管理コストがかからない処理施設の検討を進めます。

また、可燃ごみの減量化を進めるとともに、不法投棄の監視体制強化や公害の防止、環境保全促進の意識向上の啓発を進めます。

村営住宅はニーズに応じた住宅確保や定住促進施策として建設や改築、廃止を検討します。景観については、景観計画を策定し、住民とともに景観保全・景観づくりを進めます。

情報基盤整備（ケーブルテレビ網）については、新技術の活用による生活環境の向上を目指します。

(4) 持続可能な行財政運営

行政運営については、活用が無い事業や効果が限られる事業を、新たな施策へ転換するなど事業見直しを行うとともに、近隣市町村との共通した行政課題については、広域的な対応により効率的かつ機能的な行政機構の構築と適正な職員配置、計画的な職員採用を行う必要があります。

感染症の拡大防止対策や大規模災害対応などの予期せぬ財政負担や、人口の自然減少に伴う税収や交付税の減少といった厳しい財政運営を強いられていることから、今後も村債の借入れは適正規模に管理するとともに、人口維持施策の展開や、ふるさと納税などの制度も積極的に活用した財源確保を行い、事務事業の見直しや効率化と併せ健全な財政運営を行っていく必要があります。

基本目標 3

健康で生きいき暮らせる村づくり

(1) 生涯健康づくり

あらゆる世代の住民が、心身ともに健康で自分らしく、幸福に暮らせることができるよう生涯健康づくりを推進します。

(2) 高齢者、障がい者福祉事業

高齢者福祉では、ひとりひとりが大切な存在として尊重され、誰もが生きがいを持ち、望む暮らしが送れる地域共生社会の実現のため、住み慣れた小谷村で本人が望む暮らしができるよう、保健・福祉・医療や地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・充実を図ります。

高齢者などの要介護認定者の主たる疾病の約4割を占める「認知症」について、認知症施策の充実を図ります。認知症予防や、認知症になってもその人らしく住み続けられる地域づくりを進めます。

障がい者福祉では、自己決定の尊重と意思決定の支援を基本にサービスを実施するとともに、誰もが尊重しあい、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。また、小谷村社会就労センターの利用促進のほか、社会参加を促すとともに就労しやすい環境づくりに努めます。

心身共に健康で過ごせるよう、生活への不安を抱える方の相談体制を強化するとともに、見守り活動などを推進します。

基本目標 4

自然の恵みをチカラに変える村づくり

(1) 地域資源を生かした観光振興

先人から引き継いできた里山の原風景と暮らしが残る小谷村の価値を再認識し、観光資源となりうる地域の魅力をあらためて見つめ直し、地域資源を最大限に活かした観光振興に取り組めます。

国立公園をはじめ自然環境を保全しながら、大北3市村の大町市、白馬村、小谷村の関係団体で構成する一般社団法人 HAKUBA VALLEY TOURISM を中心として、広域的な観光誘客を進めます。また、里山を活用した電動自転車による自転車観光を推進します。

(2) 特色ある地場産業の振興

里山を環境資源ととらえ、美しい景観の保全や鳥獣対策に努めるとともに、農林業の担い手となる経営体の確保・育成に努めます。

そば・山菜、きのこ、雪中野菜、野豚など特色ある作物の安定供給と販路拡大や、大学などとも連携した特色ある地域資源を活用した付加価値の高い加工商品により、消費者層の拡

大と新たな雇用の創出を進めます。

雇用機会の拡大を目的として、各機関が連携して村内中小企業の育成、住民雇用の拡大、雇用創出の取り組みを積極的に行います。

基本目標 5

未来へつなげる人と文化を育む村づくり

(1) 地域で支える教育環境

「子育て」環境の充実を図り、“おたりの子どもたち”の健やかな成長を地域全体で支援します。おたりの子どもたちが、規則正しい生活習慣を身に着け、小谷村の自然、文化などの様々な体験や経験を通し、幅広い視野・見識を持てるような学びの充実を図ります。

(2) 生涯学習の振興

村民が気軽に生涯学習活動ができる各講座やニーズに合った教室を企画していきます。

また、講師等が不足しないよう人材の育成や支援、近隣市町村と連携した取り組みを進めます。各種団体、サークルが活性化するよう積極的な情報提供と、活動に対する支援を行います。あらゆる人権上の課題に対して、学校、家庭、地域、企業、職場を通じて人権教育を推進します。

(3) 生涯スポーツの振興

住民がスポーツを自発的に楽しみ、スポーツを通じて体力づくり、健康増進が実践できる場を提供します。総合型地域スポーツクラブのさらなる充実を図り、各サークル、団体等への活動支援を行うとともに、指導者の人材の確保や育成に取り組みます。地域特性を活かしたスキー活動の強化支援とスポーツ全般におけるジュニア期の総合的な競技力の向上に資する取り組みを行います。

(4) 文化活動の振興

村に残る様々な文化財や伝統芸能を後世に伝えていくため、文化財の保護、保存や後継者の育成に努めます。また、これらを活用した学習活動等を行うことで、村の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、引き続き文化財の指定、継続的な保護活動に取り組みます。

大北地域の5図書館では、どこでも本の貸し出しや返却ができる相互貸借の仕組みが構築されており、今後も、5図書館で連携しながらさらなる住民サービスの向上、利用促進に取り組みます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

具体的な施策に対しては、計画の達成度合いを計るための重要業績評価指標（KPI）を小谷村第6次総合計画と同指標とし、設定している。また、定期的に各施策の検証を行う仕組み「PDCAサイクル」を構築し、時代のニーズにあった施策の展開を図っていく。KPIの見直しは毎年度末「小谷村総合戦略審議会」を経て、随時実施していく。

小谷村過疎地域持続的発展計画KPI設定一覧

基本目標	施策項目	設定項目	現状数値	目標数値	達成年次	評価基準 (上段：5年後の目標 下段：単年の目標)					
						A	B	C	D	E	F
1	1	移住世帯	31世帯 (31人)	30世帯 (45人)	単年目標 (30世帯又は45人以上)	45世帯 67人	36世帯 54人	30世帯 45人	27世帯 40人	18世帯 27人	10世帯 15人
1	2	再生可能エネルギー導入による公共施設CO ₂ 排出削減量 (t/年)	0 t (R1)	150 t (R7)	令和7年 (年間削減量30t)	225t 45t	180t 36t	150t 30t	135t 27t	90t 18t	50t 10t
1	2	空き家バンク成約件数 (件/年)	0件(R1)	3件(R7)	単年目標 (年間成約3件)	5件	4件	3件	2件	1件	0件
1	3	待機児童数	0件(R1)	0件(R7)	単年目標 (毎年待機児童数0件)	0件	—	—	1件	2件	3件
1	3	デマンドタクシー利用登録者数	88人(R2.12)	100人(R7)	単年目標 (年間利用登録100人)	150人	120人	100人	90人	60人	50人
1	4	複合拠点施設の利用者数 (人/年)	0 (R2)	3,060人/年(R7)	令和7年 (年間利用者数612人)	4,590人 918人	3,672人 730人	3,060人 612人	2,754人 550人	1,836人 360人	1,530人 300人
2	1	自主防災組織の設立数 (対象地区：53地区)	31地区 (R1)	36地区 (R7)	令和7年 (年間新規1地区)	7地区 3地区	6地区 2地区	5地区 1地区	3地区 0地区	—	—
2	3	可燃ごみの減量	760 t (R1)	700 t (R7)	令和7年 (年間減少量12t)	600t 18t	650t 14t	700t 12t	720t 10t	760t 7t	—
2	4	実質公債費比率 (経過観測数値)	11.4%(R1)	11.4%(R7)	令和7年 (現状維持)	減少	—	11.4%	—	増加	—
3	1	特定健診の受診率	57.0% (R1)	65.0% (R7)	令和7年 (年間受診率1.6%)	75% 2.4%	70% 1.9%	65% 1.6%	58.5% 1.4%	57% 0.9%	—
3	1	特定保健指導の実施率	67.4% (R1)	75.0% (R7)	令和7年 (年間実施者数1.52%増)	80% 2.4%	77% 1.9%	75% 1.5%	70% 1.4%	65% 0.9%	—
3	2	65歳以上の方の介護予防事業への参加率 (令和2年の65歳以上の人口1,057人)	150人 (R2) (14%)	160人 (R7) (15%)	令和7年 (年間参加者0.2%増)	180人	170人	160人	150人	140人	—
4	1	スキー場全体入り込み数	366,208人(R1)	460,000人(R7)	令和7年 (年間入込数18,758人増)	550,000人 22,400人	500,000人 20,300人	460,000人 18,758人	414,000人 16,800人	276,000人 11,200人	200,000人 9,000人
4	1	外国人宿泊者の増加数 (年)	4,892人(R1)	5,000人(R7)	令和7年 (年間宿泊者22人増)	7,500人 30人	6,000人 26人	5,000人 22人	4,500人 20人	3,000人 13人	2,000人 8人
4	1	年間観光入込客数 (年)	533,200人(R2)	900,000人(R7)	令和7年 (年間73,360人以上)	1,000,000人 81,500人	950,000人 77,400人	900,000人 73,360人	810,000人 66,000人	700,000人 57,000人	600,000人 48,000人

※施策の展開や急激な社会情勢の変化によりKPIの見直しは「第2期小谷村総合戦略審議会」を経て随時実施できるものとする。

※達成年次が令和7年の場合は評価基準を2段階とし、上段は5年後の目標、下段は年毎の単年の目標とした。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とし、小谷村第6次総合計画（前期計画）との整合性を図るものとする。

(8) 小谷村公共施設等総合管理計画との整合

当村が管理する公共施設の多くは供用を開始してからの期間が長く、今後は適切な維持管理や施設の有効活用や統廃合を進める必要があることから、別に定める小谷村公共施設等総合管理計画で定めるとおり、施設種別ごとの維持管理基本方針に基づき、「事後保全」から「予防保全」に転換し、全庁的な管理方針・情報共有を促進し計画的な管理を行うものとする。

参考

小谷村公共施設等総合管理計画より抜粋

6. 総合管理計画の具体的な取組

公共施設の効率的かつ適正な維持管理保全を行うために、小谷村公共施設等総合管理計画を村の最上位計画である「小谷村総合計画」「小谷村総合戦略」を含めた村の関連計画との整合を図るとともに「小谷村総合計画」と連動し各施設管理主管課の分野横断的に施設面における基本的な取り扱いの方向性を示すものと位置づけます。

また、村が維持管理する施設については計画的に長寿命化、機能強化、省エネルギー化等を進め、維持保全にかかる財政負担の平準化・軽減を図るとともに社会環境や役割の変化に応じた誰もが安心して利用できる施設づくりを目指します。

(1) 長寿命化

これまでの公共施設の保全は、破損・故障等が生じた場合の対症的な「事後保全」が大半でした。しかし今後は破損・故障が発生する前に計画的に、そして事前に維持を行う「予防保全」に転換し、施設の延命化・保全費用の削減により予算の平準化を図ることを推進してまいります。これまでは、更新や改修に対する判断が所管課毎に行われていたため、優先すべき施設の修繕・工事が後回しにされることや、耐用年数がまだ残るものの更新が予算化されていることが見受けられます。小谷村公共施設等総合管理計画により個々の施設の状況を各課が横断的に情報共有することで、適正な時期に適正な予算を用い更新していく体制づくりを進めます。

なお、住民生活維持のため特に重要な施設については小谷村公共施設等総合管理計画の他に個別に長寿命化計画を策定し、各詳細計画に基づき維持管理・更新を図ります。現有施設の更新（建替え等）については施設の稼働状況、整備を要する緊急性・重要度を検討し、建替え更新時期の集中化を避けることにより歳出予算の平準化を図ります。

(2) 省エネルギー化等

東日本大震災を契機として、再生可能エネルギーの使用促進や省エネルギー化が求められていることから、エネルギー消費量の多い空調設備や照明設備等について計画的に改善するなど省エネルギー化を推進するとともに、地熱・太陽光等の再生可能エネルギーの導入についても検討してまいります。

(3) 民間活力の活用

PPP（Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サー

ビスの向上を目指すもの。)など、民間活力の活用検討を行い、機能の維持・向上、改修・更新コスト・管理運営コストの縮減に努めます。

(4) 公共施設の適正化

当村で現在維持管理する施設は、住民生活に直結しており、行政サービスの提供上必要不可欠な施設が大半であることから、今後は公共施設の経年劣化状況・安全性、利用状況、類似施設の有無、社会環境や住民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進する事で公共施設保有総量の適正化を図ります。なお、公共施設の総量最適化を図る上で必要となる財源の確保は、各地方債における公共施設最適化・除却・転用債を最大限活用するとともに、各施設の適正な受益者負担額について検討・見直しを行い使用料等の収入面からの適正化も図ること、小谷村公共施設等整備基金の運用方法を適正化し計画的な積立等により財源確保に努めます。

(5) 施設の統廃合

公共施設を新設、改良、改築する場合は、既存施設の統廃合や複合化、多機能化を基本とし、既存施設の有効活用・統廃合による維持管理経費の縮減を進めます。

なお、平成18年度に学校施設の統廃合(3校を1校に統合)が完了しております。

(6) 公共施設の廃止・譲渡

当村が管理する公共施設で、その利用者が特定の地区住民(団体)に限定されている場合には、関係地区等への管理移転・譲渡等を検討します。

経年劣化等により住民へのサービスを安全に提供する事が出来ない施設については、その機能を移転した上で、除却又は売却を検討します。

(7) 公共施設の耐震化

当村は、「小谷村耐震改修促進計画」等に基づき、不特定多数の者が利用する施設や学校・医療機関等の応急対策上重要な施設については、重点的に耐震性の確保を図る事となっております。この事から公共施設の耐震性確保は計画的に推進しますが、耐震診断・補強工事には多額の費用を要するため、公共施設の保有総量の適正化を図りながら実施いたします。

(8) フォローアップの実施方法

小谷村公共施設等総合管理計画において計画の見直しを行った場合はホームページ等で公表します。なお、住民説明が必要となる場合は必要に応じて住民説明を行います。

(9) 小谷村公共施設等総合管理計画の進め方について

各公共施設の管理主管課は、本計画の実施に向け検討し、住民・関係団体等との調整、設置条例の整備、予算要求等の維持管理に必要な事務処理を行います。

財産管理主管課は、本計画の総括的な進行管理を行い、必要に応じて各公共施設の管理主管課に進捗状況等の報告を求めます。

(10) 職員の意識改革

全庁的な計画推進・事業執行のためには、職員ひとりひとりが意識を高める事が必要となります。本計画の導入意義を十分理解し住民サービスに対応するべく、職員自ら創意工夫し取組を実践するため、研修会等により意識の向上に努めます。

(11) 公共施設等定期点検の実施手順

公共施設の定期点検実施手順は、施設管理主管課において公共施設の定期点検を随時行うとともに、広く地域住民からの公共施設の改善要望等を取り入れます。その上で特に不具合箇所が発生している事が判明した場合には再度現地確認を行い、その緊急性・重要度を検討し予算要求に反映します。(施設管理主管課における年間点検事務フロー図 参照)

施設管理主管課における年間点検事務フロー図

○定期点検は予算等の編成に備えるため、概ね上半期（4月～9月）において実施する。なお、日々の業務においても不具合個所の把握は随時行い、緊急対応を行う。

施設管理主管課による定期点検



施設管理主管課による結果確認



施設管理主管課による点検実施報告



点検実施報告のうち不具合箇所・緊急に修繕を必要とする箇所については財産管理主管課に報告するとともに、適時予算要求を行いたく確な修繕を図る。



地区要望調査（10月初旬）により住民要望を把握

7. 施設種別ごとの方針

	施設種別	方針
1	役場庁舎	適切に維持管理し延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合には他の公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や村民の利便性の向上を図ります。
2	公民館、文化ホール	適切に維持管理し延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合には他の公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や村民の利便性の向上を図ります。
3	図書館、博物館、資料館	適切に維持管理し延命化を図るとともに、当村の歴史文化を次世代に伝承し、観光誘客に資する質の高い施設となるよう施設の更新を行います。
4	研修施設、交流施設	適切に維持管理し延命化を図ります。また、地域の産業を育む拠点施設として、地域のよりどころとなり、都市部との交流拠点として機能するよう施設の更新を行います。
5	社会体育施設	適切に維持管理し延命化を図りますが、代替機能を有する学校等の体育施設が近隣にある場合は、利用状況等を考慮し機能を移転します。
6	保健センター	適切に維持管理し延命化を図りますが、余剰スペースがある場合には他の公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や村民の利便性向上を図ります。
7	保育園	適切に維持管理し延命化を図ります。
8	福祉施設	老人福祉施設は、引き続きその機能を維持するとともに耐震性が無い老朽施設については、改築や耐震施設への機能移転等も検討して安全性の確保を図ります。
9	集会施設	適切に維持管理し延命化を図ります。一次避難所として更新が必要な施設等については、耐震化の推進や建替えを地元と協議しながら実施いたします。
10	学校、共同調理場	適切に維持管理し延命化を図ります。

11	農林水産施設	引き続きその機能を維持するものですが、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付を検討します。
12	観光レクリエーション施設	引き続きその機能を維持するものですが、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付を検討します。現在利用に供していない施設で、将来も利用する見込みのない施設は廃止を検討します。
13	普通財産	処分・貸付等により財産の有効活用を図ります。
14	道路・橋りょう	適切に維持管理し延命化を図ります。当村の観光・農林産業を下支えする重要な施設である事から、維持管理を通じて次世代に伝承し、産業振興に資する質の高い施設となるよう施設の更新を行います。
15	上水道	今後、公営企業法の適用による企業会計制度の導入を目指し、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントに取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進めていきます。
16	下水道	今後、公営企業法の適用による企業会計制度の導入を目指し、アセットマネジメントに取り組み、効率的、計画的に予防保全を行い、長寿命化を図り将来への財政負担の縮減及び平準を図っていきます。 また、処理施設の有効活用を図るため、し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備を検討していく。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

【現況と問題点】

東京圏への人口一極集中等が続き地方の人口減少が進行するなか、本村においても地方創生を推進していく必要がある。第1期小谷村総合戦略で掲げた目指すべき姿「地域コミュニティの維持」を進めるために、移住者や関係人口を増やす施策に取り組んでいる。

関係人口については、現在つながりのある大学との域学連携を通じて、学生のアイデアを活用した地域課題の解決策の検討や、村の情報発信に取り組んでおり、これらの取組により関係人口が少しずつ増加している。

ホームページやSNSによる情報発信を行っているが、都市部では認知度が低い状況が続いている。ふるさと納税を契機に、約9万人のふるさと納税者との繋がりにより、ファンミーティングを開催しているが、必要な情報を的確に届けられる体制づくりが課題である。

空き家政策では、少子高齢化に伴い空き家や観光業の低迷による空き店舗の増加に歯止めがかかっておらず、多くの空き家・空き店舗の所有者は特定できるものの、活用されていない物件が多数を占めている。田舎暮らしや起業を希望し、空き家等を探し求める者も増えてきているが、住宅・店舗の需要と供給のバランスが取れていない状況が続いている。

小谷村で結婚された方は令和元年度実績で7組。出会いの場の創出として、若者ふれあい事業を毎年実施しているが、村内からの参加者は非常に少ない状況である。人口の増加に繋がる移住者及び子育て世代の定住を支援するため、それぞれのニーズ把握に努め、支援内容の充実を図ることが必要である。全国的に未婚率の上昇が少子化に拍車をかけているが、小谷村でも深刻な状況といえる。

【その対策】

1. テレワークやワーケーションなどをきっかけに移住を検討する方への支援や移住してからの支援を更に充実し、SNSなどでの発信力のある移住者による情報発信に取り組む。
2. 大北5市町村と連携し、小谷村単独では実現できない移住施策に取り組む。
3. 既存の広域連携の仕組みは維持しつつ、行政に求められる多様なニーズに対して、自治体の共通課題を新たな広域連携による行政サービスの向上を図る。
4. 観光施策や姉妹都市交流、地域資源を活かした体験交流などを通じて、交流・関係人口の増加を目指す。
5. 民間による古民家や空き家を利用した滞在型施設への補助などを検討し、地域に溶け込んだ「二地域居住者」を増やし地域コミュニティの維持に取り組む。
6. 大学との域学連携やふるさと納税者との繋がりを積極的に深め、地方での生活を体験しその良さを感じていただくことで、人材不足に悩む地域・集落を支援する関係人口の増加を目指す。
7. 移住希望者等のニーズに即した住まいを提供できるよう、空き家の解体、改築も含め移住希望者等に紹介できる住まいの確保に努める。
8. 活用出来ない空き家・空き店舗については、「小谷村空き家等の適正管理に関する条例」に基づき適正な管理となるよう、所有者へ働きかける。
9. 空き家対策として窓口を一本化し、移住施策とも連携したワンストップサービスと企業者による空き店舗の活用ができる窓口を設置し、空き家等の所有者と移住・起業希望者を支援する。
10. 人口急減が進むなか、地域を支える働き手となる人材に、安定的な雇用の場を提供するため、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した組合の設立、運営を支援する。

【分野別目標】

・移住世帯

現状：31 世帯・31 人(R1) → 目標：30 世帯・45 人(R7)

・空き家バンク成約件数（件／年）

現状：0 件(R1) → 目標：3 件(R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 1 施策項目 1

基本目標 1 施策項目 2

基本目標 1 施策項目 3

（2）人材育成

【現況と問題点】

小学校・中学校の「小谷っ子タイム」「小谷学」では、これまで学習テーマとしてきた分野におけるボランティアの方々の高齢化や人材不足といった状況のなか、新たな分野への学習テーマの設定等も検討しながら、人材確保など継続可能な仕組みづくりが課題となっている。

「公営おたり塾」は村内に学習塾が無いことから利用者は年々増加しているが、塾開講日の検証や講師負担軽減などの課題がある。

小谷村総合型地域スポーツクラブのさらなる充実を図り、各サークル、団体等への活動支援を行うとともに、指導者の人材の確保や育成に取り組む。

【その対策】

1. 「おたり学校園運営委員会」は参加者がより一層、有意義な意見交換ができる場とし、各交流事業については情報技術も活用しながら、より豊かな異文化、国際感覚を持った人材育成を目指す。
2. 国内外の姉妹都市、友好都市といった異なる地域の学校の児童生徒たちとの交流により、異文化に触れる体験を通して、相互理解やコミュニケーション力の練成に努める。
3. 中学校卒業後の進学や、地域の発展につながる人材育成のため、「公営おたり塾」運営や奨学金貸与、県立白馬高等学校の運営支援等を行う。
4. ジュニアスキークラブについて、引き続き、関係団体と連携して活動に対する強化支援策を講じ、また、部活動の社会体育への移行に伴い、受け皿となる組織の育成、指導者の確保、持続可能な運営について村スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体と連携していく。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 5 施策項目 1

基本目標 5 施策項目 3

第3 産業の振興

(1) 農業の振興

【現況と問題点】

昭和55年に960戸あった農家が平成12年には532戸と半減し、平成22年では413戸、平成27年では386戸、令和2年では350戸と減少が続いており、農業離れが進んでいる。

少子高齢化による農林業や畜産業への従事者の減少と後継者不足、荒廃した田畑、放置された山々、生産性や生産物価格の低迷、有害鳥獣被害や豚熱などによる生産意欲の減退など、本村の農林業、畜産経営は大変厳しい状況にある。

農業基盤の整備や農地の有効利用、地産地消、農村生活環境の整備などを積極的に進め、いかに将来にわたって安定した経営を維持し、やりがいと魅力ある農業としていくかが村の活性化に向けた大きな課題である。

【その対策】

1. 里山を環境資源ととらえ、美しい景観の保全や鳥獣対策に努めるとともに、農業の担い手となる経営体の確保・育成に努め、担い手農家への農地集積に対する補助等の支援を行う。
2. 中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払、基盤整備事業等を推進し、農業の多面的機能の維持・発揮により美しい農村景観を保全する。
3. 小谷そばの生産振興を図り、継続的に外販もできる安定した収穫量の確保を目指す。
4. 雪中埋蔵商品などの研究を進め、小谷村ならではの特産品開発を進める。
5. 電気柵設置を自衛対策として広範囲に設置する取り組みに対し、補助支援を継続するほか、有害鳥獣の駆除と連携したジビエ加工施設の整備により農業被害の軽減とジビエ収入による狩猟後継者の確保をめざす。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標4 施策項目2

(2) 林業の振興

【現況と問題点】

村の林野面積は23,658haで村総面積の88.5%を占めている。林野面積の形態別では国有林が30.5%で民有林が69.5%である。昭和55年からの林業構造改善事業などで経営向上安定に努めてきた。

かつて人口が4千人あった頃の里山では、個人所有や共有地の里山を手入れし、条件の悪い場所でも田畑の耕作地が広がり、各地区のコミュニティ活動による、里山を築いていた。今では、荒廃した田畑や放置された山々はその頃の姿を消している。猪や猿、熊等の獣害被害もそのあらわれといえる。

【その対策】

1. 適切な間伐等により、景観の保全に努めるとともに、間伐材等を利用した木質バイオマス導入を進めカーボンニュートラルの実現や森林価値を高めるなど、林業の担い手育成に取り組む。
2. 山菜、きのこなどの特産林産物の保全や、特産林産物採取のための土地利用に関し土地所有者との利用調整を進める。

3. 国・県の補助事業により林道の整備維持を行い、林業や森林・山岳観光の基盤を支える。
4. 森林の多面的機能等の普及啓発及び誘客、森林セラピー事業の推進を図る。
5. 令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進する。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図る。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標4 施策項目2

（3）地場産業の振興

【現況と問題点】

農業所有適格法人の設立や移住者による野豚の飼育など意欲ある生産者も現れているため、そば、山菜、きのこ、雪中野菜、野豚などの特色ある作物の販路拡大を模索する必要がある。

恵まれた自然環境を維持していくため、里山整備などの一年を通じて働く場所を確保し、安定した所得を得られる環境を作っていくことが重要である。春・夏・秋は、里山の自然環境の保全とその恵みを生かした特色ある地場産業と、冬はスキー観光を中心とした働く場を創出していくことが課題である。

【その対策】

1. そば・山菜、きのこ、雪中野菜、放牧豚「小谷野豚」、クレソン、ニンニクなど特色ある作物の安定供給と販路拡大や、大学などとも連携し付加価値の高い加工商品により、消費者層の拡大と新たな雇用の創出を進める。
2. おたり野豚が特産品として定着するよう経営安定と収益向上のための支援を行う。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標4 施策項目2

（4）企業誘致の促進・商業の振興

【現況と問題点】

本村の商業は経営規模が小さく、進む過疎化と多様化する消費者ニーズ、周辺地域への大型店の進出等により消費者の広域商業圏への流出等の影響を強く受けて経営が圧迫されている。特に観光客の減少に伴う売り上げへの影響は大きく、経営が困難なところも出てきている。

地域の特色を生かした観光業や建設業への雇用創出を目指し、起業支援や、ハローワーク、経済団体、大北地域の市町村とともに企業説明会等を開催してきたが、人口減少の抑制にはさらなる雇用の場が必要である。

【その対策】

1. テレワークやワーケーションなどをきっかけに移住を検討する方への支援や移住して

からの支援を更に充実し、SNS などでの発信力のある移住者による情報発信に取り組む。

2. 雇用機会の拡大を目的として、各機関が連携して村内中小企業の育成、住民雇用の拡大、雇用創出の取り組みを積極的に行う。
3. 多業種就業による年間雇用の場を確保する。
4. 活気ある地域づくりのため、里山や地域間を行き交う周遊ルート of 企画などを通じ、人の流れを創り出す取り組みを検討する。
5. 若者の雇用機会を増やすため、ハローワークや経済団体等の各機関が連携して企業説明会等を開催する。
6. 村内において起業を促し、産業振興、雇用の促進及び定住促進を図るため、新たに起業する者や新分野へ進出する者、経営基盤強化に取り組む者に対する支援を行う。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 1 施策項目 1

基本目標 4 施策項目 2

（5）観光レクリエーション

【現況と問題点】

北アルプス連峰の雄大な地形を利用した柵池高原・白馬乗鞍温泉・白馬コルチナの3つのスキー場を有し、「中部山岳」「妙高戸隠連山」の2つの国立公園には、柵池自然園や風吹大池、雨飾山、鎌池といった山岳・湖沼と緑豊かな森林景観、さらには小谷温泉・姫川温泉をはじめとする10か所の温泉など観光資源、古道「塩の道」といった歴史的な資源に恵まれている。

スキー人口の減少等により観光客は減少傾向となっている。一方で、近年外国人旅行者が増加傾向にあったが、世界的な気候変動による少雪や新型コロナウイルス等による感染症の影響により、さらなる観光客減少が危惧されている。

本村における観光業は、住民の就労場所の提供をはじめ地域経済への波及効果も大きく、地域の発展に重要な役割を果たしているが、観光客ニーズに対応する通年観光地を目指し、より質の高いサービスの提供や就業者の確保への取り組みが課題である。

持続可能な観光地域となるため、里山の自然環境に配慮した魅力ある観光地域づくり、古道「塩の道」の活用や農林業等と連携した体験型観光、スポーツや体験学習の長期滞在型合宿の誘致、インバウンドのみならず国内旅行者を呼び込む広域観光連携など新たな展開を進める必要がある。また、観光の新たなツールとして、健康づくりや環境に配慮したゆとりあるライフスタイルを支える移動手段として自転車が目されている。

【その対策】

1. 先人から引き継いできた里山の原風景と暮らしが残る小谷村の価値を再認識し、観光資源となりうる地域の魅力をあらためて見つめ直し、地域資源を最大限に活かした観光振興に取り組む。
2. 国立公園をはじめ自然環境を保全しながら、大北3市村の大町市、白馬村、小谷村の関係団体で構成する一般社団法人HAKUBAVALLEY TOURISMを中心として、広域的な観光誘客を進める。また、里山を活用した電動自転車による自転車観光を推進する。
3. 地域全体でもてなす「観光地域づくり」という視点に着目し、観光資源の価値を再認

識する中で、住民参加の地域プラットフォームで対話をしながら、観光客等に注目される地域づくりを進める。

4. 電動自転車を活用し、安全・安心な里山の魅力を活かした自転車観光を推進する。
5. 伝統ある小谷村の里山文化を発信するとともに、里山に暮らす人々の知恵や技術を活かした魅力ある観光地域の形成を推進する。
6. 一般社団法人 HAKUBA VALLEY TOURISM や小谷村観光連盟と連携しながら、広域的な観光誘客を推進する。
7. 文化庁「歴史の道百選」に選定された古道「塩の道」を保全するとともに、標識等を整備し、安心して歩ける環境整備を進める。歴史ある塩の道を資源として有効に活用していくために、観光振興施策と連携した施策展開を図る。
8. 訪日外国人の満足度向上及び入り込みを増加させるため、標識の多言語案内等インバウンド対応を進める。
9. 梅池自然園内の遊歩道等施設整備、雨飾山や白馬大池・風吹大池等の登山道整備、観光施設の利用促進、施設整備を推進する。

【分野別目標】

- ・ スキー場全体入り込み数
現在：366,208 人(R1) → 目標：460,000 人(R7)
- ・ 外国人宿泊数の増加数（年）
現在：4,892 人(R1) → 目標：5,000 人(R7)
- ・ 年間観光入込客数（年）
現在：533,200 人(R2) → 目標：900,000 人(R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 4 施策項目 1

（6）産業振興促進事項

（i）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
小谷村全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記（1）から（5）のとおり

第4 地域における情報化

（1）地域における情報化

【現況と問題点】

住民生活を取り巻く環境は年々変化してきており、様々な住民ニーズが増えてきているなか、特にIT技術が進化する中で、データの通信速度や通信容量が増加してきている。一部地域を除き、村内のインターネット環境は村のケーブルテレビ網を利用している。現在はインターネット環境がライフラインの一部となっていることから、今後も適切に設備の維持管

理や整備・更新を進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機として、地方で暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が広まり、テレワークや遠隔授業等にも対応できる、情報通信基盤の整備に対するニーズが高まっている。国が推進する地方創生の各種施策（デジタルファースト、地方創生テレワーク、関係人口の創出・拡大、企業版ふるさと納税等）を効果的に活用し、デジタルトランスフォーメーション（DX）による新しい時代の流れを力にしつつ、都市部との繋がりを更に強化していく必要がある。

多様な情報発信ツールがあるなかで、必要な情報を必要としている方に的確に届けられる体制づくりが課題である。

【その対策】

1. 既存の広報や音声告知などに加え、SNS や高齢者にも浸透している携帯電話へのメール配信サービス等による情報発信体制を構築し、住民に確実に情報が伝達できる仕組みづくりに努める。
2. 地域社会のニーズに即した情報通信基盤の整備を推進する。
3. 住民生活の利便性の向上や地域課題の解消のため、Society 5.0 を目指し、新技術の積極的な活用を図る。
4. 行政によるデジタルトランスフォーメーション（DX）を目指し、マイナンバーカードなどを活用した手続きのワンストップ化や税金や公共料金のキャッシュレス化などにより、住民の生活利便性の向上に努める。
5. 住民への情報伝達手段として既存の社会的システムを活用した分かりやすい情報伝達手段を構築する。
6. 情報基盤整備（ケーブルテレビ網）については、新技術の活用による生活環境の向上を目指す。
7. インターネットを活用した新しい技術を導入することで、生活環境の向上を図るとともに企業誘致や移住につながるよう魅力的な環境づくりを進める。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

- 基本目標 1 施策項目 1
- 基本目標 1 施策項目 4
- 基本目標 2 施策項目 3

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 村道

【現況と問題点】

村道の路線数（実延長）は、令和3年3月31日現在、1級村道が15路線（35,890m）、2級村道が14路線（22,141m）、その他路線が239路線（219,323m）、合計268路線（277,354m）となっている。村道の整備状況は、改良済延長が102,389mで改良率36.9%、舗装済延長が145,258mで舗装率52.4%となっており、未だ整備が遅れている状況にあるため、改良・維持補修を継続的に行う必要がある。

安心で快適な環境をつくり、生活道路・地域開発道路としての機能を十分果たし、交通事故などを未然に防ぐためにも、道路や橋梁施設等の計画的な老朽化対策・維持補修が求められている。特に冬期間における村民の安全な交通を確保するため、効率的できめ細かな除雪

対応が求められている。

【その対策】

1. 村道改良・維持補修・除雪は財源確保を図り、国・県による代行事業なども活用し、計画的に行う。
2. 橋梁・トンネル・シェットの維持管理は、長寿命化修繕計画により進める。
3. 地域住民による工事が可能な場合には原材料支給の対応を推進する。
4. 村道除雪ではオペレーターの配置・除雪業務委託体制や除雪路線の見直しを随時行い、効率的な道路除雪と安全・安心な冬期交通の確保に努める。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 2 施策項目 2

(2) 農道

【現況と問題点】

農道整備を必要とする箇所は多いが、耕地が散在しているため団地化が進まない状況であり、農業振興事業と併せた整備が必要である。

【その対策】

1. 国・県等の補助事業による改良・舗装を行い、農業生産基盤の向上を図る。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 4 施策項目 2

(3) 林道

【現況と問題点】

村の管理する林道の総延長は 99.2 k m である。そのほとんどが急峻な山腹に開設されているため、地形及び豪雪・降雨による崩落等の災害が多く、管理に多額の経費を要している。

本村の林道は沿線に観光資源があるため、観光客等の利用が多くなっており、改良・舗装の促進及び安全施設・防災施設の整備が必要な状況である。また、林業の生産性と経済性を高め、森林の多目的活用を図る上からも林道網の整備が必要となっている。

【その対策】

1. 国・県の補助事業により林道の整備維持を行い、林業や森林・山岳観光の基盤を支える。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 4 施策項目 2

(4) 交通

【現況と問題点】

村内交通網は、JR 大糸線、国道 148 号、県道 3 路線を幹線として、接続する村道を支線として地域の生活と経済の動脈をなしている。

地域内交通については、村営バス、デマンドタクシー、福祉有償運送などのサービスがあるが、高齢者の免許返納等による交通弱者対策など、多様な地域内の交通手段のニーズが増加している。急峻な地形で山腹を走る道路網は、住民生活にとって生命線であり、災害時に孤立しない、観光誘客に支障を来さない交通網の整備が必要である。また、道路整備では国や県の代行業等々の活用や、既存のサービスの見直しを行い、計画的に対策をすることが課題である。

小谷村の北部では救急医療をはじめ、生活圏が新潟県糸魚川市となる地域もあり、海まで 30 分程度という立地条件から糸魚川市とも連携した様々な取り組みを進める必要がある。

国道 148 号は、首都圏や中京圏と北陸圏とを結ぶ重要道路であり、大型車両の通行が多く、住民の交通事故に対する不安が増加しており、住民はもとより通過車両のマナー向上と交通事故防止を図る必要がある。また、雨中・月岡バイパスの早期完成による地域の交通安全の確保を進めるほか、引き続き地域の要望に沿えるよう道路維持が必要である。

村営バスについては、ダイヤ変更の都度、村内需要に沿って最適な運行となるよう調整を行っているが、バス停までのアクセスが弱いこともあり、利用されていない。また、デマンドタクシーは認知度が低く、使用方法が理解されていないことがそれぞれ課題である。

J R 大糸線は、北陸新幹線から北アルプスエリアへの重要な連絡路線として、活性化に向けて広域的に検討を進める必要がある。

【その対策】

1. 既存の地域内交通を検証し、住民ニーズに即した地域内交通手法の検討を推進する。
2. 交通弱者の移動手段を確保して、日常生活に制約が出ない公共交通サービスの充実を図る。
3. 救急患者の輸送や観光地へのアクセス向上のため、国・県等の補助制度を最大限に活用した道路整備を推進する。
4. 村営バスについては、保育園、小学校、中学校の要望及び J R 大糸線との接続について、引き続き最適な運行なるよう調整し、住民利用の促進に努める。
5. 国道 148 号の整備促進、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期整備とともにその他の路線の交通安全施設の整備や、交通安全指導に努める。
6. 国・県道改良事業について関係機関と連携し、早期着工、早期完成を要望する。
7. デマンドタクシーの効果を検証し、村営バスが運行しない地域の移動手段の確保・充実、また必要としている人が利用しやすい形（例：タクシーチケットなど）の新たな方向性を併せて検討する。
8. 新幹線利用の観光客を引き込むため、近隣市町村と協力してより効率的な 2 次交通や大糸線の利用促進と活性化を推進する。

【分野別目標】

- ・デマンドタクシー利用登録者数

現状：88 人(R2.12) → 目標：100 人(R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 1 施策項目 3

基本目標 2 施策項目 2

第6 生活環境の整備

(1) 上水道

【現況と問題点】

国の方針に基づく簡易水道統合により、平成 29 年度に「小谷村簡易水道」として村営水道施設 17 施設が統合されているが、これらの施設は山間地という地形的に独立した施設となっており維持管理を効率化することが重要である。

経年により施設と管路の老朽化が進んでおり、修繕や敷設替えが必要となっているが、過疎化による人口の減少及び観光客の減少による需要の低下により使用料収入が上がらないことから、維持管理経費に対する財源確保が課題となっている。

【その対策】

1. 水道水の安定供給と災害対応のため、水道施設及び老朽化した水道管の計画的かつ継続的な修繕・更新に努める。

【計画】 別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 2 施策項目 3

(2) 下水道

【現況と問題点】

平成元年度より下水道事業の整備を進めてきたが、特定環境保全公共下水道 1 施設、農業集落排水 4 施設の経年による損傷・劣化が進んでおり、修復による機能強化が必要となっている。

下水道事業や浄化槽設置事業の普及により、姫川水系の河川浄化が進んでいるが、浄化槽の設置については個人管理のもと適正に管理されず浄化されないまま排出されるものもある。引き続き、国の補助金を活用し、観光地、一般住宅の下水道加入及び浄化槽設置事業を促進していく必要がある。

し尿処理施設であるクリーンコスモ姫川は稼働から 26 年が経過し、今後 12～16 年程度は稼働可能と見込まれているが、浄化槽汚泥の処理量が増えており、現状に即した施設整備の検討が必要な時期となっている。

【その対策】

1. 施設の状況調査を行い、施設の修繕による機能強化を図る。
2. 下水道への加入促進と浄化槽の普及に加え、浄化槽維持費の負担の軽減を図る。
3. 住環境を確保するため、施設の維持管理を計画的、持続的に実施し、下水道加入及び浄化槽設置を促進して河川環境保護に努める。
4. し尿処理については、白馬山麓事務組合と構成 2 村により、維持管理コストがかからない処理施設の検討を進める。

【計画】 別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標2 施策項目3

（3）環境衛生

【現況と問題点】

ごみの不法投棄やSPF豚臭気問題等、依然として解決が見えない状況にあり、課題である。不法投棄等については、村全体で環境問題に対する啓発と対策に努めていく必要がある。大小全ての不法投棄情報が役場に寄せられた場合に行政のみで対応することは困難であるため、民間事業者等の協力や委託も検討する必要がある。

【その対策】

1. 可燃ごみの減量化を進めるとともに、不法投棄の監視体制強化や公害の防止、環境保全促進の意識向上の啓発に努める。
2. 村内の可燃ごみ排出量の減量化を目指した取組を強化し、不法投棄については、不法投棄されやすい場所の監視強化を図る。
3. 浄化槽汚泥・し尿処理施設は、クリーンコスモ姫川が運営から26年を経過し整備が必要となる時期を迎えており、維持管理費が安価になることも含め白馬山麓事務組合と整理し検討する。
4. SPF豚畜産対策会議と調整し、臭気対策に努める。

【分野別目標】

・可燃ごみの減量

現状：760 t (R1) → 目標：700 t (R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標2 施策項目3

（4）消防・防災

【現況と問題点】

近年、地球レベルでの気候変動の影響により災害発生頻度が増加傾向にあり、加えて大規模化・広域化しているため、防災・減災に資する設備整備とともに、防災を担う消防団、自主防災組織などの機能強化が必要となっている。

施設整備面では指定避難所の耐震化が完了し、ソフト面での自主防災組織主導の地区防災マップや住民支えあいマップの作成支援や更新、避難所運営訓練を推進する。また防疫対策に留意した防災対策として、長野県ホテル旅館生活衛生同業組合小谷支部と臨時避難所の使用に関する協定を締結した。災害発生時の逃げ遅れゼロを目指すためのマイタイムラインの作成や、一次避難所として指定する地域の公民館の機能強化、新たな情報伝達手段の構築など避難所の確保を進めている。また災害用備蓄倉庫の建設についても、改めて必要性や規模等について検討していく必要がある。

防災を担う消防団について、村外勤務や団員の減少により災害時の対応が難しい場面も想定されることから、域内に所在する企業との更なる連携や、活動資器材の機能強化を進めるとともに、村内全地域での自主防災組織の設置を推進する必要がある。

【その対策】

1. 住民の生命、財産を災害から守るため、「小谷村地域防災計画」に基づく防災体制と防災機能の強化・向上に努めるとともに、地区防災マップと住民支えあいマップの策定によって、住民の防災意識の高揚と、地域コミュニティの強化による災害に強い、安全・安心な村づくりを進める。
2. 多様化する災害に備え、消防団の機械・設備の充実を図るとともに、消火栓の改修・新設、消防ホース及び格納箱の更新を進め、消防団活動の安全性向上と効率化を図る。
3. 消防団員の確保については、時代に合った団員の待遇改善を行うとともに、事業者協力などにより推進し、適切な定員管理に努める。
4. 多様な情報伝達手段の研究と、情報の一括発信が可能な体系を整える。
5. 住民を災害から守り、住民の防災意識高揚を図るため、自主防災組織の設立をすすめ、地区防災マップ・住民支え合いマップ等の策定・更新を支援する。
6. 災害用資器材庫の設置や一次避難所の機能強化などを検討し、災害に強い村づくりを推進する。

【分野別目標】

- ・自主防災組織の設立数（対象地区：52 地区）
現状：31 地区（R1） → 目標：36 地区（R7）

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 2 施策項目 1

（5）住宅

【現況と問題点】

既存の村営住宅は、令和3年3月31日現在、種類別に公営住宅が10棟27戸、特定公共賃貸住宅が3棟16戸、その他住宅が8棟52戸となっている。

村営住宅については村内の低所得者への住宅供給が基本だが、令和元年度に新築した鐘の鳴る丘村営住宅は、移住者も入居対象としたところ多くの入居希望があった。今後も、村内の定住促進の観点も踏まえた支援策として維持管理・整備に取り組むとともに、費用対効果を検証していく必要がある。また昭和60年に建設された古い住宅もあり、老朽化による維持管理費が増加し、今後の財政を圧迫しないよう計画的な維持管理が必要である。

【その対策】

1. ニーズに応じた住宅確保や定住促進施策として建設や改築、廃止を検討する。
2. 村営住宅の適切な維持管理のため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に維持、修繕、整備を行う。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 2 施策項目 3

(6) 防犯

【現況と問題点】

空き家政策では、少子高齢化や観光業の低迷に伴い空き家や空き店舗の増加に歯止めがかかっておらず、多くの空き家等の所有者は特定できるものの、活用されていない物件が多数を占めている。田舎暮らしを希望し空き家等を探し求める者も増えてきているが、住宅の需要と供給のバランスや村内起業者への空き店舗活用の調整が取れていない状況が続いている。空き家等も地域資源と捉え、空き家バンク等により活用を推進しているが、所有者の都合や高額な改修費が発生してしまうなど、活用に至るまでには様々な課題がある。

危険廃屋については空き家対策協議会を設置し、住民の安全・安心の確保のため、安全代行措置などを実施している。また、被害者数が増加している特殊詐欺撲滅を進めるため関係機関や地域住民と連携した対策が必要となる。今後も増え続けることが予想される危険廃屋については廃屋化する前に所有者との情報交換や活用について助言をするなど空き家対策協議会や地域と連携した取組が必要となり、庁内においても空き家、空き店舗、危険廃屋、移住など分野ごと、一元的で総合的な空き家対策を実施していく必要がある。

【その対策】

1. 移住希望者等のニーズに即した住まいや店舗を提供できるよう、空き家の解体、改築も含め移住起業希望者等に紹介できる住まいや店舗の確保に努める。
2. 活用出来ない空き家については、「小谷村空き家等の適正管理に関する条例」に基づき適正な管理となるよう、所有者へ働きかける。
3. 空き家対策として窓口を一本化し、移住施策とも連携したワンストップサービスができる窓口を設置し、空き家所有者と移住希望者を支援する。
4. 空き家情報や空き家候補物件の情報を早急に入手し、犯罪につながらぬよう廃屋化を防ぐ。
5. 危険廃屋の発生率を減少させるため、庁内窓口の集約による所有者との相談体制を整える
6. 村内の高齢化による特殊詐欺の撲滅を図るため住民への意識付けや福祉事業と連携した啓発活動を推進する。

【分野別目標】

- ・空き家バンク成約件数（件／年）
現状：0件(R1) → 目標：3件(R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

- 基本目標 1 施策項目 2
- 基本目標 2 施策項目 2
- 基本目標 2 施策項目 3

(7) 景観保全・形成

【現況と問題点】

移住者や村外企業による乱開発や地域情勢にそぐわない景観の形成を防ぐための取り組みや村の景観を次世代に引き継いでいくため、景観保全・景観づくりを進める必要がある。

【その対策】

1. 景観計画・景観条例を策定し、景観行政団体として住民とともに景観保全・景観づくりを進める。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標2 施策項目3

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）子育て環境の確保

【現況と問題点】

小谷村保育園は、村内就労世帯における未就学児の子育て支援の中核を担ってきた。近年は家族構成の変化や、就学前の子どもに関する教育・保育にかかるニーズが増えているため、今後の子育ての在り方を検討する必要がある。

過去5年間の子ども出生数は、平均して17人程度で推移し、出産・子育て支援については、妊婦の通院費助成や出産祝い金、3歳以上の保育無償化、スクールバスの無料化や給食費に対する支援等を行っている。

【その対策】

1. 安心して出産・子育てができるよう、時代の変化・住民ニーズに対応した支援策を講じていく。
2. 小谷村子育て世代包括支援センターに相談窓口を一元化し、切れ目の無い支援体制を構築する。
3. 関係部署と連携して、幼少期からの食育を充実させ、生涯を通じて食の自立が出来るよう促していくとともに、小谷村食育推進計画によりライフステージに応じた食育プログラムを実践し、地域の食材を用いた給食の献立や、行事食に郷土食を取り入れ、更に子どもたちには栽培や収穫の体験を通して「食」の尊さへの理解度を深める。

【分野別目標】

・待機児童数

現状：0件(R1) → 目標：0件(R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標1 施策項目3

基本目標3 施策項目1

（2）高齢者等の保健

【現況と問題点】

村では国の指針等に沿って健康寿命の延伸と社会保障費の安定等を目的に、健康増進計画である「まめってえおたり21（第二次）」などの各種計画により、村の健康課題等に応じた施策を推進している。今後もあらゆる世代の住民が自分らしく元気で暮らしていけるよう、関係機関が連携し健康づくりを推進していく必要がある。

高血圧症や糖尿病などといった生活習慣病及び、それに起因する脳血管疾患や虚血性心疾患等の重度の病気の発症や重症化予防等を図り、これらの疾患の予防・早期発見のためには、まず健診を受けてもらうことが重要であり、特定健診は定期的な通院とは異なることをわかりやすく周知し、健診受診率の向上を図る。また、健診結果返却会や個別指導・相談を随時行える体制を整えるなど、普段の生活から健康意識の向上につながるような取組が必要である。

【その対策】

1. 健康増進計画（まめってえおたり 21）やデータヘルス計画等に基づき、関係部署、関係機関と連携のうえ各種健（検）診、保健指導等を実施し、若年層からの生活習慣病などの予防をはじめ、高齢期の認知症予防、フレイル予防などライフステージに応じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図る。
2. 住民自らが自分の健康に関心を持っていただけるよう特定健診、後期高齢者健診の受診率向上、併せて各健診の結果から、個人面談等により保健・栄養指導等を行い、生活習慣病予防及び重症化予防の施策を推進する。
3. 本村の健康課題でもある高血圧症や将来の脳血管疾患を予防するため、健診や通いの場において適正な塩分摂取量の周知に努める。

【分野別目標】

- ・ 特定健診の受診率
現状 57.0% (R1) → 目標 65.0% (R7)
- ・ 特定保健指導の実施率
現状 67.4% (R1) → 目標 75.0% (R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 3 施策項目 1

（3）高齢者等の福祉

【現況と問題点】

少子高齢化が進み、独居・高齢世帯が増加する中で、地域内での見守りや支え合いが難しくなっている。要介護や要支援の認定者は高齢者の2割程度、認定外でも支援が必要な高齢者は多く、生活支援コーディネーターによる地域資源の掘り起こしや見守り支援員による支援等を行っているが、人材不足や生産年齢人口の減少により、細やかなサービスが行き届かないのが現状である。

高齢者に限らず、支援を必要とするご本人や家族が抱える課題は年々多様化、複雑化し、心身の健康や生活への不安を抱える方への支援が必要であるが、個別の課題に対して制度・分野ごとの枠組での支援には限界がある。これらの課題を解決するためには、専門知識を有する者等との多職種連携による支援策を提案していくことが必要になる。

住み慣れた小谷村で暮らし続けることができるように、複合的な課題に対し包括的に相談支援ができる体制として、「地域包括ケアシステムの構築」による地域社会の形成が急務となっている。福祉制度は複雑で相談窓口もそれぞれに分かれていることから、社会福祉協議会や民間の福祉事業者との緊密な連携も欠かせない。また、社会参加の場の確保や、介護予防など健康寿命を延ばす施策の充実を図る必要もある。

障がい者も年々重度化している傾向にあり、サービスを提供できる事業所も大北管内では南部に集中しているため、サポート体制の充実が課題である。

【その対策】

1. 健康増進施設の利用促進のため、利用料助成や施設改修等様々な施策を講じる。
2. 介護施設等の整備・充実に努める。
3. 高齢者福祉では、ひとりひとりが大切な存在として尊重され、誰もが生きがいを持ち、望む暮らしが送れる地域共生社会の実現のため、住み慣れた小谷村で本人が望む暮らしができるよう、保健・福祉・医療や地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・充実に努める。
4. 介護予防と社会参加の推進を図るため、高齢者の健康寿命を延ばすための取組、リハビリ専門職による地域リハビリテーション活動の充実に努め、社会参加が介護予防につながることを普及啓発する。
5. 地域の高齢化により負担となっている見守りや日常生活における支援体制（高齢者見守り支援・配食サービス等）の充実に努める。また、高齢者自身が活躍し支え手となるような場を創出する。
6. 地域ケア会議を中心に医療と介護の連携を図り、切れ目のないサービス提供を目指す。住民ひとりひとりが人生の最終段階とそのケアについて考える機会を持てるよう ACP（人生会議）の普及啓発に努める。
7. 高齢者などの要介護認定者の主たる疾病の約4割を占める「認知症」について、認知症施策の充実に努める。また認知症予防や、認知症になってもその人らしく住み続けられる地域づくりを進める。
8. 認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座や勉強会を開催する中で、認知症を正しく理解するだけでなく自分事として考え、地域で見守り支えあえる地域づくりを目指す。
9. 認知症家族の会を開催し、精神的な悩みや負担を和らげられるよう支援する。
10. 本人も参加できるカフェを開催し、当事者ご本人の声をくみ取り今後の施策に活かせるよう努める。
11. 障がい福祉では、自己決定の尊重と意思決定の支援を基本にサービスを実施するとともに、誰もが尊重しあい、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みを進める。また、小谷村社会就労センターの利用促進のほか、社会参加を促すとともに就労しやすい環境づくりに努める。
12. 乳幼児期から面談や健診、保育園等での活動を通して発達や学習面での課題を早期に明らかにし、一人ひとりの状況によりきめ細やかな相談体制・福祉サービスの提供を行う。成長により障がい表面化・重症化するリスクを軽減し、あらゆる世代の障がい者、障がい児に対して、社会生活が快適に送れる支援体制を構築する。
13. 障がいの有無にかかわらず人格と個人が尊重され、安心して暮らせるよう、成年後見人制度や虐待防止センターの窓口を設け相談に応じていく。
14. 個々の支援会議では、ご本人の意見・意向を尊重し、相談支援員や関係機関と協力し、より希望に沿ったサービスの提供に努める。
15. 心身共に健康で過ごせるよう、生活への不安を抱える方の相談体制を強化するとともに、見守り活動などを推進する。
16. 働く意欲に応えられるよう、作業量確保のため提携企業とのさらなる関係構築に努め、新たな自主製品の開発、販路拡大を図る。
17. 年齢や性別に関係なく、住み慣れた小谷で生きがいを持って働ける場所の提供に努

める。

18. 生活に困難を抱える方への相談・支援や、小谷らしい住民同士の支え合いによる生活支援体制等を充実させ、声掛けや見守り等による社会的孤立を防ぐ取り組みを推進する。

【分野別目標】

- ・65歳以上の方の介護予防事業への参加率（令和2年の65歳以上の人口1,057人）
現状（R2）：150人（14.0%） → 目標（R7）：160人（15.0%）

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標3 施策項目2

第8 医療の確保

（1）医療の確保

【現況と問題点】

村内の医療機関の状況は、村営の診療所及び民間の歯科医院と整骨院がそれぞれ下里瀬地区に立地している。小谷村診療所は村内唯一の医療機関でありその役割は重要である。患者の多くは村内の高齢者のため、村営バスなどでの公共交通を利用する方が多くなっている。交通弱者に配慮し、小谷村診療所をさらに使いやすくするため、公共交通運行者との検討が必要である。

【その対策】

1. 身近な医療機関である小谷村診療所において、通常の診療業務の他、健康診断や再検査等による診療も受けやすい環境を整える。また、村北部では糸魚川市の医療機関への受診者も多いことから、救急搬送等に備えた、大北地域の総合病院を含めた二次医療圏との医療体制の確保に加え、隣接の医療圏や、糸魚川市との医療連携についても検討する。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標3 施策項目1

第9 教育の振興

（1）学校教育

【現況と問題点】

村の教育理念である「小谷に育ち、小谷を愛し、小谷を育てる人づくり」を目指し、地域の環境や人材を活用した学びに取り組んでいる。平成28年度に「おたり学校園運営委員会」を設立し、小学校・中学校・保育園、PTA、その他各団体代表者による、より良い教育環境の充実のため意見交換や提言等を行っている。村の特色を活かした学びとして、地域のボランティア等の支援のもと、小学校では「小谷っ子タイム」中学校では「小谷学」を実施し、更に保育園では「絵本読み聞かせの会」や村内農家で農業体験などに取り組んでいる。また姉妹都市との交流や、海外交流研修、村が運営する「公営おたり塾」による英会話教室な

どによる国際感覚を養う取り組みを実施し、村の教育理念である「小谷に育ち、小谷を愛し、小谷を育てる人づくり」を目指し、地域の環境や人材を活用した学びに取り組んでいる。

小谷村保育園は、村内就労世帯における未就学児の子育て支援の中核を担ってきた。近年は家族構成の変化や、就学前の子どもに関する教育・保育にかかるニーズが増えているため、今後の子育ての在り方を検討する必要がある。

小学校・中学校の「小谷っ子タイム」「小谷学」は、これまで学習テーマとしてきた分野におけるボランティアの方々の高齢化や人材不足といった状況のなか、新たな分野への学習テーマの設定等も検討しながら、人材確保など継続可能な仕組みづくりが課題となっている。

「公営おたり塾」は村内に学習塾が無いことから利用者は年々増加しているが、塾開講日の検証や講師負担軽減などの課題も生じている。効果的かつ適切な開催規模や日時で塾運営を図っていく必要がある。

地域高校については、義務教育の枠にとらわれず地域高校と連携した取り組みにより、小谷へ住み、働く人を育てることが重要である。

【その対策】

1. 学校施設及び教員住宅の計画的な改修を図る。
2. 「子育て」環境の充実を図り、“おたりの子どもたち”の健やかな成長を地域全体で支援する。
3. おたりの子どもたちが、規則正しい生活習慣を身に付け、小谷村の自然、文化などの様々な体験や経験を通し、幅広い視野・見識を持てるような学びの充実を図る。
4. 地域ボランティア等と連携し、村の自然や歴史・文化を活かした“小谷らしい学習や保育”に取り組む。
5. 「小谷村子育て世代包括支援センター」の運営を通して、子どもたちやその家庭の「保育」「教育」「子育て」を総合的にサポートする子育て支援を目指す。
6. 信州型コミュニティスクール「おたり学校園運営委員会」による保育園、小学校、中学校の運営支援や提言を通して地域に開かれ信頼される園・学校を目指す。
7. 充実した保育・学習活動のため、通学路や施設の適切な管理や整備、安全な給食事業を行う。
8. 高度なネットワーク社会である中、教育の場においてもタブレット端末などを活かした学習や、小中一貫教育による学力レベルの向上、豊かな自然のなかでの学習環境の魅力を発信するため、ホームページの充実などに取り組む。
9. 国内外の姉妹都市、友好都市といった異なる地域の学校の児童生徒たちとの交流により、異文化に触れる体験を通して、相互理解やコミュニケーション力の練成に努める。
10. 中学校卒業後の進学や、地域の発展につながる人材育成のため、「公営おたり塾」運営や奨学金貸与、県立白馬高等学校の運営支援等を行う。
11. 「公営おたり塾」を継続し、子どもたちの学びの振り返りや、向上心に応える。
12. 子どもたちのニーズや感染症予防、公共交通機関との時間的な整合などを把握、検討し、適正な開催規模と日時による開催を目指す。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 5 施策項目 1

(2) 社会教育

【現況と問題点】

近隣市町村などの情報収集や小谷村からの情報提供に努め、白馬村と連携した勉強会を開催し、公民館講座の「学びの森」では、その時にあった内容を講座へ取り入れ、住民のニーズに合わせて講座を開催している。住民のニーズに合わせた各講座や教室を引き続き実施していくが、参加者の減少や講師の確保が難しくなっている。

分館活動については、活発で特色ある活動ができるよう、補助金を交付し、支援を行っているが、人口減少や高齢化による活動の縮小傾向が各分館で見られるようになり、補助金の見直しや運営方法が課題である。

青少年の育成について、他地域の子どもたちとの交流事業の参加者が少なくなっている。また、多くの子どもが行事へ参加しやすい環境を整える必要があるとともに、事業によっては参加者に偏りがあり課題である。

【その対策】

1. 住民が気軽に生涯学習活動ができる各講座やニーズに合った教室を企画していく。また、講師等が不足しないよう人材の育成や支援、近隣市町村と連携した取り組みを進める。
2. 各種団体、サークルが活性化するよう積極的な情報提供を行い、活動に対する支援を行う。
3. あらゆる人権上の課題に対して、学校、家庭、地域、企業、職場を通じて人権教育を推進する。
4. 近隣市町村などとも連携し、広く情報の収集や提供に努め、住民のニーズに合わせてその時々にあった講座、教室を開催できるよう努めるとともに、ケーブルテレビ網を利用した新しい学習の機会を提供する。
5. 分館活動については、高齢化や人口減少による活動の縮小傾向が各地区で見られるため、分館の補助金見直しや運営のアドバイスを実施し、公民館、分館それぞれが活発で特色ある活動ができるよう、補助金の交付等の支援を行う。
6. 小・中学校と教育委員会、地域が協力連携して、多くの子どもが行事等へ参加しやすい環境を整える。
7. 人権に関する講演会や講座を開催するとともに、学校教育における人権について、青少年育成会や小・中学校と連携して人権に関する啓発や講演会を実施する。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 5 施策項目 2

(3) 社会体育

【現況と問題点】

小谷村総合型地域スポーツクラブについて、住民のニーズに合わせた内容が開催できるよう、毎年教室の見直しを行っている。また、令和5年から休日の部活動を段階的に廃止する国の方針から、総合型のジュニア部門を新設するとともに事務局体制も見直し、より子どもたちがスポーツに関わる機会を無くさないよう、基礎的なトレーニングも含めた構成や、文化部の継続についても指導員の確保を併せて取り組んでいく必要がある。また、高齢者や障がい者等には、会場までの交通手段にも配慮し、気軽に楽しんでもらえるようなスポーツ教

室を企画する必要がある。

【その対策】

1. 住民がスポーツを自発的に楽しみ、スポーツを通じて体力づくり、健康増進が実践できる場を提供する。
2. 総合型地域スポーツクラブのさらなる充実を図り、各サークル、団体等への活動支援を行うとともに、指導者の人材の確保や育成に取り組む。
3. 地域特性を活かしたスキー活動の強化支援とスポーツ全般におけるジュニア期の総合的な競技力の向上に資する取り組みを行う。
4. スポーツ推進委員、村スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等と協力しながら、誰もが気軽に参加できる各スポーツ教室を企画する。
5. ジュニアスキークラブについて、引き続き、関係団体と連携して活動に対する強化支援策を講じ、また、部活動の社会体育への移行に伴い、受け皿となる組織の育成、指導者の確保、持続可能な運営について村スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体と連携していく。
6. 村内の体育施設については、計画的に施設の維持改修等を行い、有効に活用される仕組みを構築する。また、学校活動やクラブ活動で使用する中型マイクロバスの更新を図る。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標 5 施策項目 3

第10 集落の整備

(1) 集落の整備

【現況と問題点】

小谷村の総人口は1980年の5,165人から年々減少が続き、2020年末には2,769人まで減少した。全国的な人口減少や東京圏への一極集中が続く中、国が示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、2015年度に「第1期人口ビジョン」「第1期小谷村総合戦略」を策定し、小谷村における地方創生に資する様々な取組を進めてきた。中でも、平成28年度に設置した「おたり54プロジェクト協議会」では、人口減少の抑制と独居の高齢者や障がい者などの方々でも安心して住み続けられるよう「誰もが最後まで自分らしく暮らし続けられる村」の実現を目指し、村の魅力を高めるための施策検討や取組を行ってきたが、人口減少のスピードを抑制できていない。

将来人口推計では、10年後の2030年には2,337人まで減少すると見込まれ、人口と地域コミュニティの維持を目標に掲げ、人口減少にも適応する地域をつくっていくためには、「第1期小谷村総合戦略」の成果を踏まえながら、人口減少の抑制に寄与する施策を効果的に実施していく必要がある。中でも、2021年度より運用が始まる複合拠点施設「大字あたしんち」には、人口減少を抑制する取組の核となる拠点としての期待が高まっている。

【その対策】

1. 官民協働で運営する、「住民誰もが安心して利用できる居場所（第2の自宅）」を活用し、住民生活における課題の解消や、新たな地域内の経済循環の仕組みづくりによる雇用の創出など、住民益となる新たな取組の創出を推進する。

2. 住民誰もが利用出来る自宅に変わる「いるところ（居場所）」を創出し、住民自身が望む暮らしの実現を支援する。
3. 住民の「やること」を増やすことで、生きがい・やりがいの創出へつなげ、住民の主體的な活動による地域づくりを支援する。
4. 各集落への集落支援員の配置を推進し、各集落の課題の抽出や、地域間連携による課題解決に向けた取り組みを推進する。

【分野別目標】

- ・複合拠点施設の利用者数（人／年）
現状：0(R2) → 目標：3,060人／年(R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標1 施策項目4

第11 地域文化の振興等

(1) 地域文化

【現況と問題点】

少子高齢化に伴い、各地域の伝統芸能等の伝承が危惧され、これらの伝承保存が困難となっている。伝統芸能の伝承や文化財の保護、保存については各地域の具体的な課題・要望により、後継者の育成や人材確保などの課題に対する対応を検討する必要がある。

文化財としては、ギフチョウ・ヒメギフチョウを村文化財に指定し、条例で罰則規定を設けた。今後も、文化財指定が望ましい村内の貴重な動植物等の調査を継続すると同時に、それらを保護する環境整備が求められる。古道塩の道は文化庁の「歴史の道百選」に選ばれ、今後は塩の道の保存と沓掛エリアを中心とした観光スポットとして発展させていく必要がある。

図書館では、住民から要望のあった書籍等を購入するとともに、図書館に足を運んでいただけるよう、月に1度、子どもを対象としたどんぐりの森（工作・手芸教室）と未就園児を対象とした読み聞かせ会を実施している。また、本を返却するためのブック用ポストを設置するなど、利便性の向上も図っている。大北地域の5図書館では、図書相互貸借や新聞のデータベース化等について連携しているが、それぞれの市町村で図書館を運営している。今後は住民サービスの向上、利用促進のため、5図書館で図書館システムの共同化に向けた検討をしていくが、経費の増加につながらないように調整することが課題である。

【その対策】

1. 村に残る様々な文化財や伝統芸能を後世に伝えていくため、文化財の保護、保存や後継者の育成に努める。また、これらを活用した学習活動等を行うことで、村の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、引き続き文化財の指定、継続的な保護活動に取り組む。文化財として、資源となりうる建築物、自然、伝統文化等の調査、研究を進めます。また、伝統的芸能文化の伝承のため、文化財としての保護、保存や後継者の育成に努める。
2. 沓掛エリアも塩の道と一体的に考え、景観にも配慮しながら古道の整備と維持管理を行っていく。
3. 歴史ある塩の道を資源として有効に活用していくために、観光振興施策と連携した施

策展開を図る。

4. 図書館の利用促進のため、住民からの要望に即した図書の実を。大北地域の5図書館では、どこでも本の貸し出しや返却ができる相互貸借の仕組みが構築されており、今後も、5図書館で連携しながらさらなる住民サービスの向上、利用促進に取り組む。併せて、子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用できる「学び」の環境づくりに努め、大北地域の5図書館で、図書館システムの共同利用化に向けた取り組みを行う。

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標5 施策項目4

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー

【現況と問題点】

世界的な気候変動により、村では令和2年3月に「気候非常事態宣言」（2050ゼロカーボン）を表明し、村内再生可能エネルギーの研究に着手した。村の壮大な自然のなかにあるエネルギー資源は様々な可能性を秘めている。しかし、再生可能エネルギーの分野では太陽光発電の国内での普及に反し豪雪地の本村では発電所などの建設はしていない。このような状況のなか、再生可能エネルギーへの住民意識は、他の地域に比べ高いとは言えない状況といえる。

再生可能エネルギー量の調査や、その活用について住民意識の向上を進めていく必要があり、SDGsの理念のもと持続可能な社会を実現するとともに、地域の活性化のために、林業・観光等のあらゆる分野で地域資源の有効活用ができるよう調査・検討を進めていく必要がある。

【その対策】

1. 森林整備を推進し、森林の若返りによるCO₂吸収量の増加を図るとともに、森林整備により発生する未利用材を木質バイオマスとして有効利用し、森林所有者や林業従事者の収益向上につながる一連の施策展開により、持続可能な森林づくりを推進する。
2. 急峻な地形を生かした小水力発電や地熱利用といった再生可能エネルギーの活用を推進し、民間企業とも連携する中で、地域経済の循環を図りエネルギー自給率の向上や、参入企業と共に地域コミュニティ維持に貢献できるよう努める。

【分野別目標】

- ・再生可能エネルギー導入による公共施設CO₂排出削減量（t／年）
現状：0 t (R1) → 目標：150 t (R7)

【計画】別紙

【小谷村第6次総合計画（前期計画）の基本目標との整合】

基本目標1 施策項目2

第13 其他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 其他地域の持続的発展に関し必要な事項

【現況と問題点】

過疎化の著しい集落では、人口・世帯の減少と高齢化により地域、集落で協力し合い課題解決する機能が急速に低下してきており、伝統文化の継承や農地、山林の管理にも支障をきたしている。山村の持つ自然豊かな環境や暖かい人と人とのつながりを見つめなおし、取り戻していかなければならない。

【その対策】

1. このような状況の中でも悲観的・排他的にならず、生きいきと自立した生活が送れるよう「村づくりは人づくりから」という観点から地域づくりに積極的なグループ、個人、団体を支援して活性化を図る。
2. 関係人口施策を通じ、都市住民と地域住民の交流を深め、村内各地域の集落コミュニティの維持を図る。

【計画】別紙